

北海道の障がい者施策 —北海道障がい者条例を中心に—

平成22年8月27日（金）

北海道行政書士会「北海道障がい者支援フェア」

北海道保健福祉部地域福祉担当局長

中野 孝浩

経緯 ～条例成立まで

- **平成20年(2008年)から議論開始**
- **議員提案条例**
- **各会派が、関係団体ヒアリング、タウンミーティング、障がい者アンケートなどを実施**
- **最終的に条例案を一本化**
- **「全会派賛成」で成立！(H21.3)**

北海道障がい者条例(略称)

22年4月から本格施行しました。

- 障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。
- この条例には、とても幅広いさまざまな取組みが盛り込まれていますが、主な施策の柱は3つ！ ※詳しくは<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/jyoureitop.htm>

- ① 障がいのある方が暮らしやすい「**地域づくり**」を進めます。
- ② 障がいのある方の差別や虐待をなくし、**権利擁護**を進めます。
- ③ 地域で生き生きと暮らせるよう、**働く障がい者を応援**します。

- 都道府県レベルの障がい者条例としては、全国2番目！
- しかし、権利擁護のみならず、地域づくり、就労支援など「包括的」で「総合的」な内容の条例は全国初！

総論

北海道障がい者条例の目的等

■自立支援法などの法律があるのに、なぜ条例が必要なのですか？

全国一律の制度として法律が存在！

全国一律の法制度を、いかに地域に合った形で活用・運用するか等は、自治体が地域の関係者と話し合って決める
→法律だけでは不十分！

障害年金制度

サービスの給付
等

地域の支援体制づくり

権利擁護

就労支援
等

北海道の地域特性にあわせ、条例でルール化

名称 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
(略称 北海道障がい者条例)

公布日 平成21年 3月31日

施行日 平成21年 3月31日 (第1、2、9章)

平成21年10月 1日 (第3章)

平成22年 4月 1日 (第4～8章 全面施行)

条例の目的 (北海道障がい者条例 第1条)

この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、(略) もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

北海道障がい者条例の章立ての主な内容

■名称

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年3月31日北海道条例第50号）

■目的（第1章）

障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進

■基本的施策（第2章）

「道民理解の促進」「企業等の取組支援」「移動手段の確保」「教育との連携」「ライフサイクルを通じた支援」「共生型事業の推進」「地域間格差の是正」など

■障がい者の権利擁護（第3章）

- 道・道民は、地域で暮らす障害者の権利擁護への配慮。
- 道・道民は、生活の場等において障がい者に対する合理的な配慮に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。
- 障がい者に対する虐待の禁止

■市町村に対する基本指針（地域づくりガイドライン）の策定（第4章）

- 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進に関するガイドラインを道が策定。
- 「地域づくりガイドライン」に基づき、市町村が取組む地域づくりに対する支援の実施
 - ・圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員（地域づくりコーディネーター）の配置
 - ・地域でサポートする人材の養成 等

■障がい者に対する就労支援（第5、6章）

- 道による就労支援推進計画の策定
- 就労支援企業の「認証」制度
- 就労支援に関する「指定法人」制度
- 「北海道障がい者就労支援推進委員会」の設置
- 道による調達等への配慮

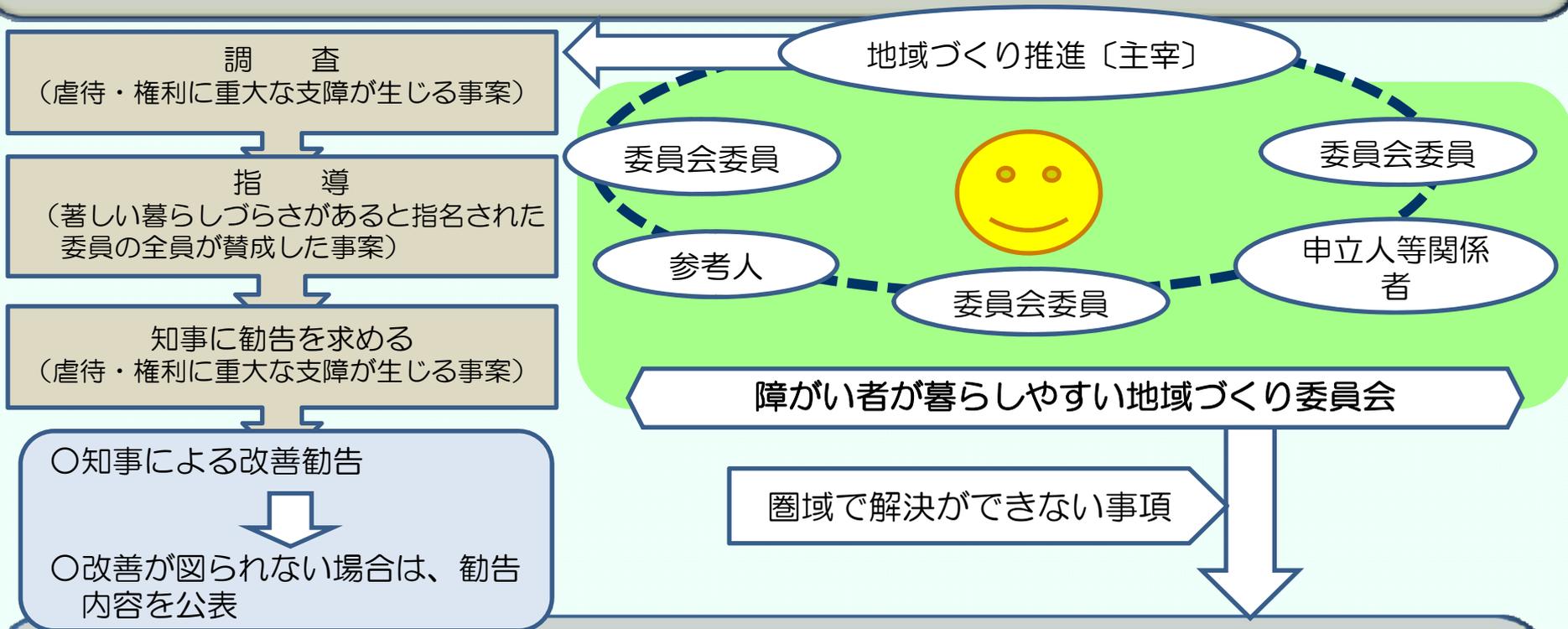
■障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第7章）

○総合振興局（振興局）の14圏域ごとに設置

○協議事項

・支援サービス、差別や虐待、その他障がい者の暮らしづらさに関すること

○事務局は総合振興局（振興局）社会福祉課



■北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第8章）

【組織】知事（本部長）、副知事、各部長等、学識経験者

【所掌事項】

- ・暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進
- ・各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項
- ・障害者施策の推進に関し必要な事項

＜調査部会＞

- 学識経験を有する者のうちから知事が任命
- 各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項を審議

条例の特徴（千葉県条例との比較）

区分	千葉県条例	北海道条例
名称	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
施行日	平成19年7月1日	平成22年4月1日（全面施行）
特徴	i 権利擁護に特化した全国初の条例。	i 権利擁護を含み、地域づくり、就労支援など、障がい者が地域で暮らすことを応援する様々な施策を包括的に規定した全国初の条例。
	ii 「差別」のうち「不利益取扱い」について、8分野の15の行為を条例における差別に当たる行為として具体的に定義した条例。	ii 差別に対する定義は規定していない。 『差別・不利益扱い』に関する指針を参考に、事案の背景を含めた個別事情などを踏まえ、地域づくり委員会で総合的に判断。

○ 千葉県条例の「差別」の定義

「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。

○ 「差別・不利益扱い」に関する指針

国連の「障害者の権利に関する条約」における「障がいに基づく差別」や「合理的配慮」の定義、また、千葉県条例の「不利益取扱い」の定義などに準拠し、地域づくり委員会での協議の際の拠り所となるよう作成したもの。

「北海道障がい者条例施行方針」

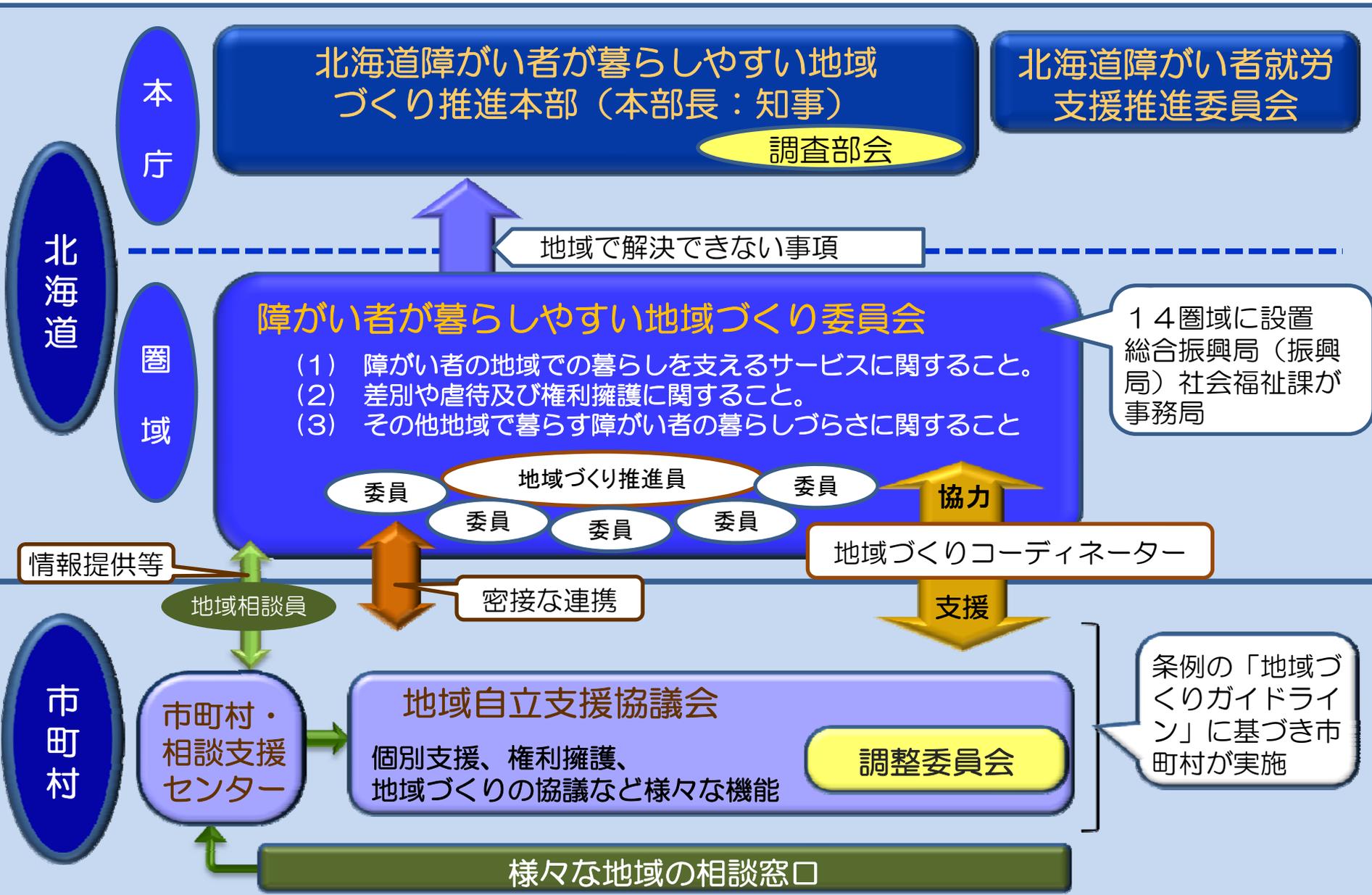
基本方針

■障がい者の権利擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある人が当たり前で暮らしやすい地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分配慮する。

- (1) 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視
- (2) 「地域力」（地域の課題解決力）を高め、地域で暮らす障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、道内各地域における地域間格差の是正に資する
- (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進
- (4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解を促進

条例に基づく施策の推進を図るため、
重層的な体制を整備

◆ 条例に基づく重層的な地域の支援体制

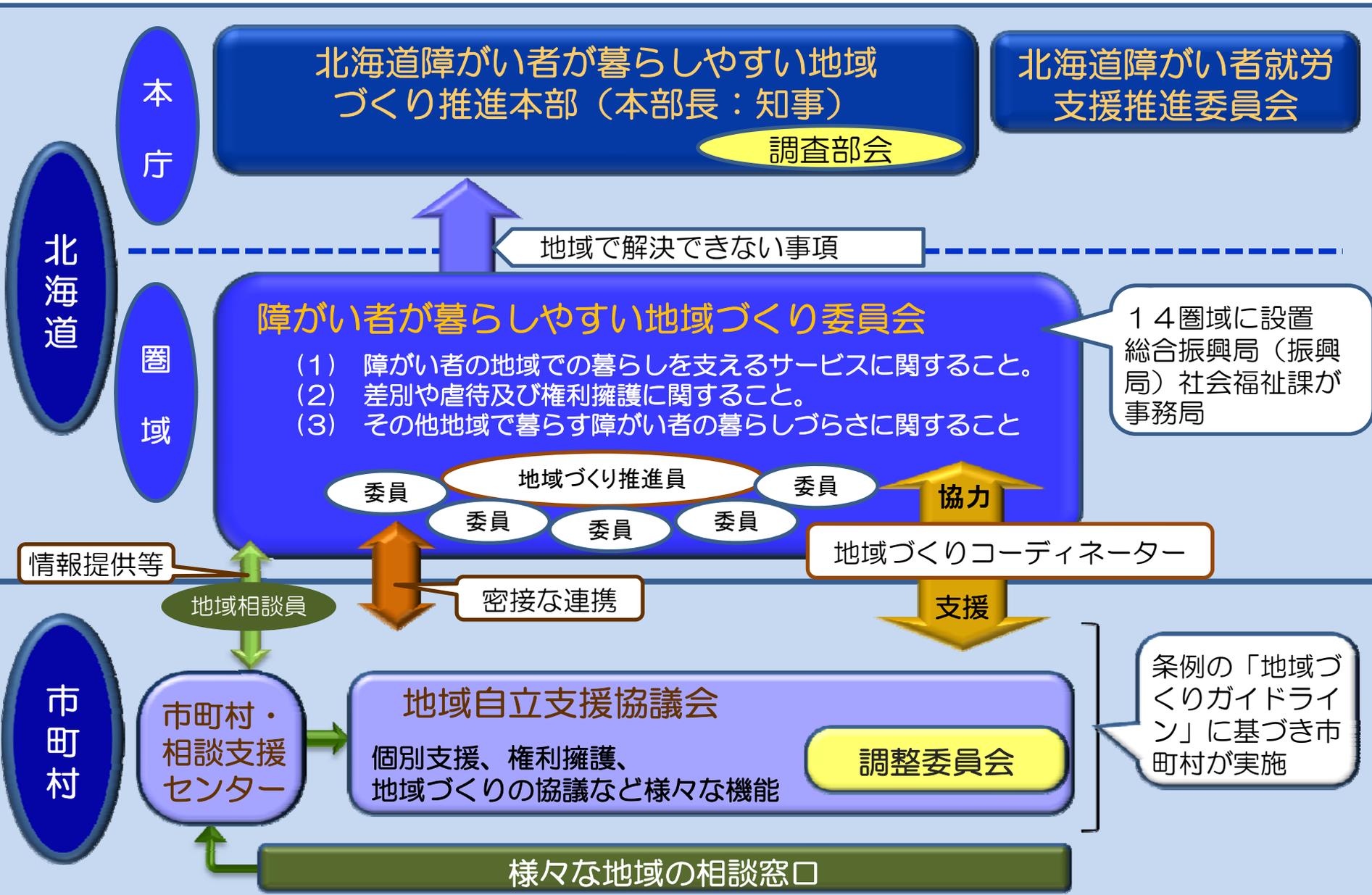


各論

地域づくりの推進

就労支援
権利擁護

◆ 条例に基づく重層的な地域の支援体制



圏域	地域づくり委員会で協議する 主な地域課題
石狩	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する交通費助成について
空知	北海道障がい者条例の周知について（条例の目的は、障がい者が地域の一員として暮らせる環境をつくることにあり、環境整備には地域住民の理解が重要である。）
後志	地域で生活する場所（アパート、グループホーム等）の確保について
胆振	市町村によって実施内容に差が生じないような「市町村地域生活支援事業」の実施について
日高	障がい者の地域生活における課題について（在宅生活の障壁など）
渡島	地域づくり推進員と事務局が各市町に出向き、障がい者（団体）や福祉関係者（施設・サービス事業者・行政・ボランティア・町内会など）と話し合っ、地域の現状と課題を拾い上げていき、その結果を地域づくり委員会にて協議
檜山	発達障がいの理解促進について
上川	地域福祉計画の策定を踏まえた地域づくりの検討について
留萌	障がいがあっても地域で生活することが当たり前であることの地域社会全体の共通の認識づくりについて
宗谷	市町村における相談支援体制の充実・強化について
網走	障がい者の就労、住民や職場の「障がい者」に対する理解について
十勝	十勝圏域における障がい者福祉に関する人材の確保の問題について
釧路	市町村における相談支援体制の充実・強化について
根室	市町村における相談支援体制の充実・強化について（気軽な相談場所や、相談者の気持ちに立って制度を熟知した相談員の育成など質の向上）

暮らしやすい「地域づくり」を、どう進めるのですか？

市町村が進める地域の相談支援体制づくりなどを支援します。

地域の相談支援体制

具体的なシステムは次のスライドで

市町村

市町村・
相談支援
センター

地域自立支援協議会

相談者のニーズに対する支援のあり方や役割分担を決定するとともに、すぐには解決が困難な地域課題を抽出し共有化を行い、その解決に向け地域の関係機関、関係者が協働する地域のネットワーク機能

連携・ニーズの集約

指定サービス
事業者

地域相談員

地域活動支援
センター

特別支援
学校

医療機関

ボラン
ティア

様々な地域の相談窓口

相談

障がい者・家族等

「地域づくり」のシステム を構築

- 市町村・地域の関係者がともに考える**地域住民参加型の「官民協働」の地域づくりプロセスを制度化。**
- 道が配置するコミュニティソーシャルワーク（地域づくり）の専門家「**地域づくりコーディネーター**」による支援の実施（地域の多くの関係者を「巻き込む」地域づくり手法）

例えば

条例に基づき「地域づくりガイドライン」を策定
＝客観的な評価ツール

○地域（市町村レベル）で求められる障がい者の支援体制について、「目指すべき姿」を明確にした上で、具体的に「機能」をチェックできるものを策定

【例】

機能	目指す姿	チェック項目
相談支援体制の確保 ...	利用しやすく安心感もてる相談 ...	・ワンストップの相談体制 ・プライバシーの配慮 ・ソーシャルワークの専門職の配置 ...

条例に基づき、すべての市町村で地域評価プログラムを実施



①現状評価
(地域ニーズの充足性)

○相談体制は、町役場の近辺に、専門職を配置した相談センターを設置して充足。
○就労受入企業も増加傾向で、ほぼ充足。...

②地域課題
(改善すべきポイント)

しかし...
○うちの町は、北部地区の居住の場、南部地区の障がい者の日中活動の場が足りない。

③具体的な解決策

○北部地区の空いている公務員住宅を改装してグループホームにしよう。経費は、道の共生型基盤整備事業を活用しよう。
○南部地区の商店街の空き店舗を活用して、障がい者の日中活動の事業所にしよう。商店街組合に協力を求めよう。運営は、北部地区のNPOに協力してもらおう。運営費は自立支援給付で。 6

地域資源マップの策定
(地域のサービス資源評価)

条例に基づく 道の「地域づくりコーディネーター」を22名配置

障がい者が暮らしやすい地域づくりに向けた取組み

■条例に基づく道の取組み

- 市町村レベルで求められる障がい者支援機能に関する基本的指針として「地域づくりガイドライン」を策定。

〔ガイドライン事項 条例第23条〕 相談支援体制の確保、地域自立支援協議会の設置・運営、地域資源等の把握、地域住民による支援体制の確保、地域による就労支援、調整委員会、など

- 市町村が進める地域の相談支援体制づくりを支援する「地域づくりコーディネーター」を21障害保健福祉圏域ごとに配置。



〔めざす姿〕

障がい者が安心して暮らすことができる地域の相談支援体制づくり

- 日常生活の中での困りごとから発生する**ニーズをしっかりと受け止める相談窓口**
- 地域の様々な支援を行っている事業者や関係者が連携し、**ニーズに添った必要な支援につなぐネットワーク(地域自立支援協議会)**

地域づくりガイドライン（抄）

項目	めざす姿	めざす姿を実現するための機能等
I 相談支援体制の確保	1 地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。	<p>① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取り組みを行っている。</p> <p>② 困ったり悩んだりすることがありながら、相談することができない障がい者のニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保する取り組みを行っている。</p> <p>③ 様々な立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。</p> <p>④ 地域におけるニーズをしっかりと受け止める仕組みづくりに市町村が主体的に関与している。</p>
	2 障がい者等にとって気軽に利用でき、安心感が持てる相談窓口の機能が確保されている。	<p>① 相談支援事業所は相談者と出会う場であり、気軽に、気持ちよく利用できる仕組みづくりを行っている。</p> <p>② 24時間、365日、いつでも相談を受け付けることができる機能を確保している。</p> <p>③ どんなことでも相談ができ、また、その窓口で相談すれば必要な支援にまでつながるワンストップの相談機能を確保している。</p> <p>④ 相談支援従事者の専門性や相談技術の向上を図るため、研修会等への派遣を積極的に行うとともに、相談従事者の異動などにより相談支援や地域自立支援協議会の機能が低下しないよう、市町村として必要な体制の確保に努めている。</p> <p>⑤ 相談者を保護するための必要な配慮や取り組みを行っている。</p>
	3 障がい者等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。	<p>① 相談者の望んでいる生活を実現するため、チームアプローチの考え方による個別支援(ケアマネジメント)を行っている。</p> <p>② 相談者の支援に責任のある事業所の担当者が集まり、ニーズに添った支援のあり方などについて協議することを目的に個別支援会議を開催している。</p> <p>③ ライフステージを通じて継続的に必要な支援を行うため、支援に関わる関係機関があらかじめ連携し、支援の方針や役割分担について本人や家族と協議するなどの取り組みを行っている。</p>

項目	めざす姿	めざす姿を実現するための機能等
Ⅱ ネットワークの構築(地域自立支援協議会の設置・運営)	1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取組みが行われている。	① 現状の社会資源では対応が困難な支援に関する情報を集積し、地域自立支援協議会を構成する全ての機関が地域課題を共有する取組みを行っている。
		② 共有化された様々な地域課題のうち、どれを優先して対応するのか市町村としての方針を地域自立支援協議会において協議し決定している。
		③ 優先的に対応するとされた地域課題について、地域自立支援協議会を構成する機関などが、それぞれの組織を超えて協働し、地域資源(インフォーマルを含む)の新たな活用方法や開発など、課題解決に向けた取組みを行う体制が確立している。
		④ 市町村は地域自立支援協議会の活動に積極的に参加し、地域の実情や地域課題の把握に努めるとともに、課題解決に向け主体的に取り組んでいる。
	2 権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の人々が協議し、課題解決に向けた取組みが行われている。	① 権利擁護などに対する住民の理解の促進、虐待や差別等をはじめとした暮らしづらさの解消などについて、地域の様々な立場の人々が、それぞれの組織を超えて協働する場(調整委員会)があり、官民が一体となった取組みが行われている。
		② 地域で解決が困難な重大な事案や広域で調整が必要な課題については、地域相談員と協働し、また、地域づくり委員会とも密接に連携するなど、課題解決に向け必要な対応が図られている。

「地域づくりコーディネーター」及び「地域生活移行支援コーディネーター」名簿

管轄総合振興局 (振興局)	担当圏域	所属法人	住所	電話番号	FAX番号	地域づくり	地域生活 移行支援	
空知	3	南空知 中空知 北空知	社会福祉法人北海道光生会	〒072-0811 美瑛市東7条南2丁目1-2 空知ふくしネット・パーチェ	0126-66-1199	0126-66-1200	古田 真知子	
							工藤 麻里子	
石狩	1	札幌圏域	特定非営利活動法人たねっと	〒061-1276 北広島市大曲緑ヶ丘1丁目9-1 障がい者相談支援センター 夢民	011-377-6200	011-377-7007	林 健一	
							岡崎 由布	
後志	1	後志	特定非営利活動法人 しりべし地域サポートセンター	〒044-0013 倶知安町南3条東2丁目1番地 後志さぼーとネット きらら	0136-21-2227	0136-21-2300	安藤 敏浩	
			特定非営利活動法人 しりべし圏域総合支援センター	〒046-0004 余市町大川町4丁目167番地 北しりべし相談支援センター・精神障害者地域生活支援センターしりべし	0135-48-5900	0135-48-5901	岸本 芳朗	
胆振	2	西胆振	社会福祉法人 北海道社会福祉事業団	〒052-0014 伊達市舟岡町334番地9 胆振圏域障がい者総合相談支援センター るびなす	0142-22-3200	0142-22-3200	菊池 禮子	西田 敏文
		東胆振					岩森 信之	
日高	1	日高	社会福祉法人静内ベテカリ	〒056-0019 新ひだか町静内青柳町1-4-1 やなぎマンション東1号室 日高圏域障がい者総合相談支援センター コミット	0146-42-2488	0146-49-0022	中土井 浩	
渡島 檜山	3	南渡島	社会福祉法人情愛会	〒041-0806 函館市美原5丁目21-20 コーポM&YⅡ A号室 渡島・檜山圏域障がい者総合相談支援センター めい	0138-47-3046	0138-47-3058	藤原 茂法	宮島 友紀
		南檜山 北渡島檜山					道下 康子	
上川	3	上川中部 上川北部 富良野	医療法人社団旭川圭泉会病院	〒078-8329 旭川市宮前通東4155番地30 「おびった」内 上川圏域障がい者総合相談支援センター ねっと	0166-38-1180	0166-85-6886	乳井 雅子	永瀬 充
							山形 千都子	砂金 昌明
							岸 美佳	
留萌	1	留萌	社会福祉法人新生会	〒077-0042 留萌市開運町2丁目6番1号 留萌市働く婦人の家1F 留萌圏域障がい者総合相談支援センター うえる	0164-43-7575	0164-43-7677	小野 尚志	
宗谷	1	宗谷	社会福祉法人当麻かたるべの森	〒097-0024 稚内市宝来4丁目1番41号 稚内市総合福祉センター3F 宗谷圏域障がい者総合相談支援センター すくらむ	0162-23-6667	0162-23-7780	佐藤 幸雄	
オホーツク	2	北網	社会福祉法人北海道療育園	〒090-0040 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル5F ほっと・ぶらざ内 広域相談サロン ぐらしネットオホーツク	0157-23-2518	0157-23-2519	松井 恵美	
		遠紋	社会福祉法人北光福祉会	〒099-0403 遠軽町1条通北1丁目 遠軽町保健福祉センター・げんき21内 広域相談サロン ぐらしネットオホーツク	090-9519-9361	0158-46-2080	佐藤 直美	南川 大
十勝	1	十勝	特定非営利活動法人 十勝障がい者支援センター	〒080-0025 帯広市西15条南16丁目2-4 十勝障がい者サポートハウスイランクラブテ内 十勝障がい者相談支援センター	0155-28-7599	0155-28-7646	長村 麻子	波多野 聖子
							田部 春香	
釧路	1	釧路	社会福祉法人釧路恵愛協会	〒085-0034 釧路市白金町2丁目14番 地域生活支援センター ハート釧路	0154-32-7400	0154-32-7400	佐々木 寛	波多野 耕
根室	1	根室	社会福祉法人 北海道社会福祉事業団	〒086-1110 中標津町西10条南9丁目1番地4 中標津町総合福祉センタープラット内 根室圏域障がい者総合相談支援センター あくせす根室	0153-73-3178	0153-73-3179	浜尾 勇貴	

注 地域生活移行支援コーディネーターは全道域を7名でカバーする体制になっています。

③具体的な
解決策

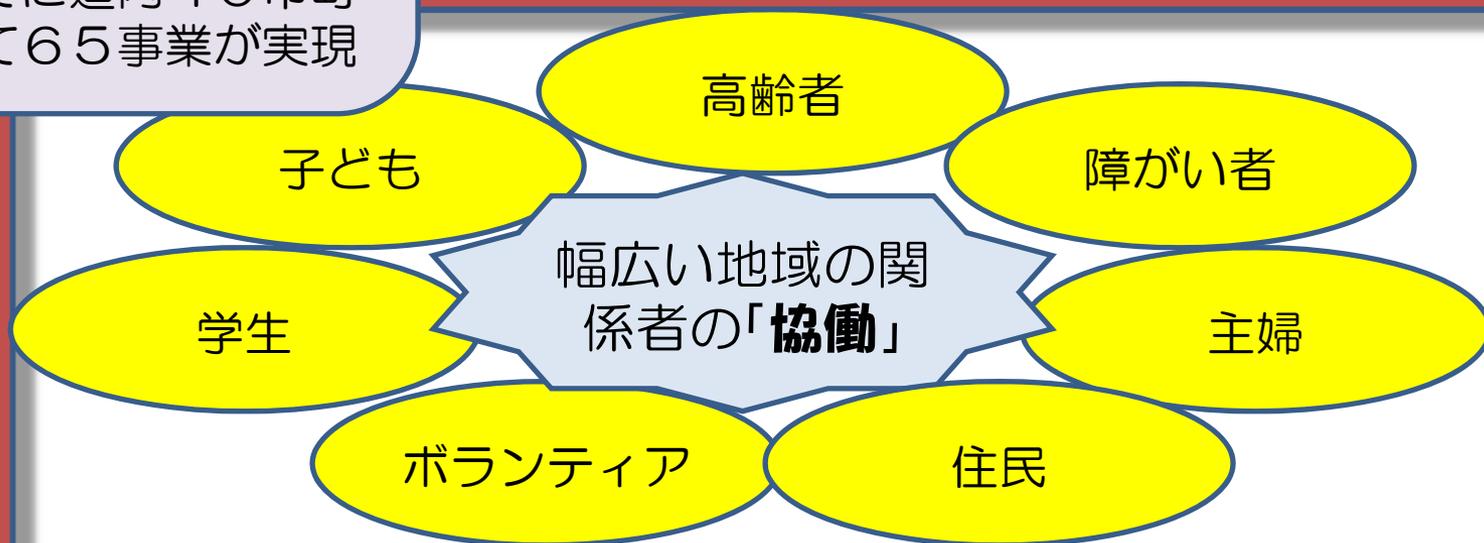
の事例①

北海道の共生型事業

制度の枠を超えた新しい取組

■道独自の取組として、
障がい者支援の観点から、
高齢者施策などと連携した
新しい地域基盤を整備
■19年秋のスタート以来、
すでに道内40市町において
65事業が実現

- 障がい者施策を拡張
- 対象者の枠を超えた「共生型事業」を推進
地域の「支え合い」の拠点づくり(条例第16条に規定)



- 元気な高齢者、ボランティアなど幅広い地域の関係者が「協働」する地域福祉の基盤
- 地域コミュニティの再生や地域振興なども視野
- 運営財源として、介護保険・自立支援法の給付、市町村の単独事業の活用など多様な財源活用を検討
- 相談支援、日中活動、「住まい」や「就労」の場など幅広い障がい者支援の場において「共生型事業」を推進

■北海道（平成19年秋～）

- 新たな地域の障がい者の受け皿として「共生型事業推進プロジェクト」を企画
 - ※障がい福祉を拡張。高齢者施策や子ども支援など地域福祉全体を視野
 - ※障がい者支援の機能を持ち、高齢者施策等と連携した先進的な事業
- 市町村の基盤整備財源の確保（この事業実施の拠点整備費を1件あたり3000万上限で補助）
- 道は、マニュアル配布、地域づくりコーディネータのアドバイスなどにより、市町村の「共生型事業の企画・計画」を支援。

約2年で道内65箇所（41市町）、19億円規模の
共生型拠点の整備を達成！（準備中を含む）

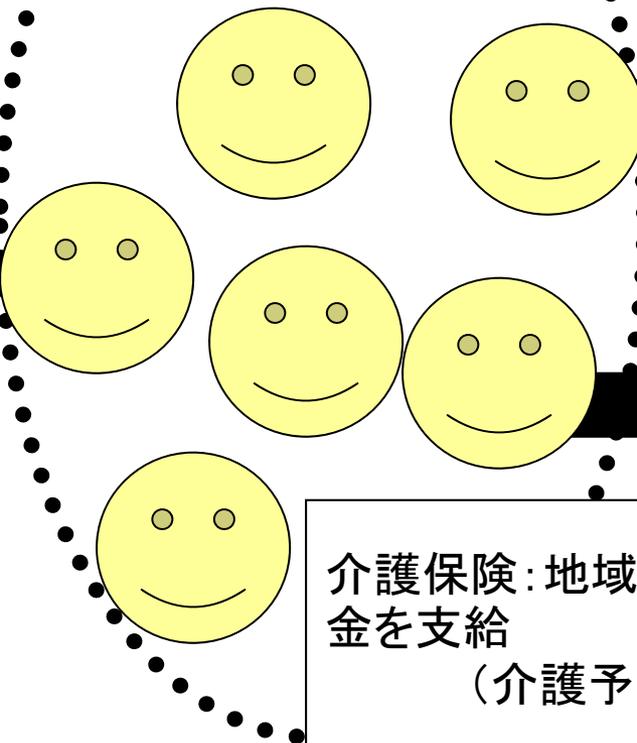
■各市町村 独自性・個性が光る企画

- 地域の実情にあった、障がい者支援に資する「拠点整備」事業で、高齢者、子どもなど地域福祉に関する施策と連携した取組について「事業計画」を策定し、申請。
- 事業の例としては、障がい者を含めた関係者が集まる「サロンのなもの」、「居住の場」など多様。「就労」の機能を持たせたものも多い。地域おこしや商店街振興などとも関連させている。

例えば・・・活用例

- 地域の既存の社会資源：介護保険の通所介護事業所を活用
- 介護に携わるマンパワーとして、地域の「元気老人」が活躍
→運用財源も多様化できる（さまざまな組み合わせ）

地域の元気高齢者



介護保険
(老人分)

通所介護の介護報酬
を支給

障害者自立支援法
(障がい者分)

地域生活支援事業交付金
を支給

介護保険：地域支援事業交付
金を支給
(介護予防事業)

例：共生型デイサービス

介護保険：通所介護（デイ）

自立支援：地域活動支援センター

当別町の共生型事業

当別町オープンサロン

障がい者が店員として働く喫茶店

- + 子どもの遊び場 + 高齢者・地域住民のたまり場
- + 商店街の活性化など・・・



障害者ら就労の製材所 北勝光生会 「みどりの園」
開所（十勝毎日新聞より）

障害者と高齢者が共に就労する製材工場として、社会福祉法人北勝光生会（陸別、月居勇志理事長）が整備を進めてきた「共生型就労支援センターみどりの園」（町陸別原野基線377）の開所式が12日、同施設で行われた。道によると、社会福祉法人が製材工場を運営する試みは全国的にも例がない。輸出用梱包（こんぼう）材の受注激減などで各地の製材工場が休業に追い込まれるなど、厳しい経済状況の中での船出だが、かつては木材で栄えた町だけに関係者は期待を寄せている。

完成した製材工場は床面積1000平方メートルで、元木工場の建物などを取得して改修した。同法人の施設に住む知的障害者20人と製材工場での勤務経験がある高齢者2人を雇用し、原木仕入れや製品販売、技術指導を足寄町の青山製材工場（青山繁則社長）に委託する。

カラマツを原料とする梱包材や貨物の荷役台の材料を生産し、当初計画では原木ベースで月産440立方メートルを予定。青山社長は「販路も確保しており、ここで経験を積めば他の民間製材工場への就労にもつながる」とする。

陸別町の共生型事業

- ◎地域特性を活かす→「木材」の町
- ◎元気高齢者や障がい者の活躍
→地場のノウハウをもった方や企業と「協同」
- ◎「町」の全面的な支援と責任



■地域の状況

- ・元気なお年寄りがたくさん。
- ・木材加工業の伝統
- ・街の中に、使われていない製材所
- ・支援さえあれば働ける障がい者

■製材所を復活

■製材にノウハウある人材（高齢者）が活躍

■障がい者が一緒に働く

→地域が元気に。障がいのある人も高齢者も元気に。

③具体的な
解決策

実例②

**入所施設の事業転換
による地域資源整備**

入所施設事業転換の推進による 地域の支援基盤整備

■平成20年度 北海道内のすべての入所施設の入所者に聞き取り調査を実施
「どのような生活がしたいですか？地域生活を希望しますか？」
結果…約3割の施設入所者が「地域生活」を希望！

■平成21年度～
そこで、施設と地域の橋渡し役となる「地域生活移行コーディネーター」の配置、アパート等を活用した地域生活体験などをパッケージにした包括的地域移行支援プログラム
「北海道地域生活移行システム」がスタート

22年度新規の道独自事業

「入所施設事業転換」によって、「入所施設定員削減」と「地域生活の受け皿」を整備を一気に進める事業がスタート
具体的には…

北海道モデル 「地域生活支援体制推進モデル」の構築

■北海道の特徴

- ・福祉分野で「地域生活」を中心とした独自の取組を進めてきた伝統（グループホームの起源）
- ・「制度が存在しない」時代から、障がい者の地域生活推進に挑んできたチャレンジ精神あふれる人材
- ・高齢者・障がい者など福祉の枠を超えた独自の地域生活基盤整備（共生型事業）
- ・「北海道障がい者条例」に基づく独自の地域支援体制づくり

■北海道モデルの考え方

入所型施設の有する人材・ノウハウを「地域生活支援」のための社会資源に転換。

■目指す姿

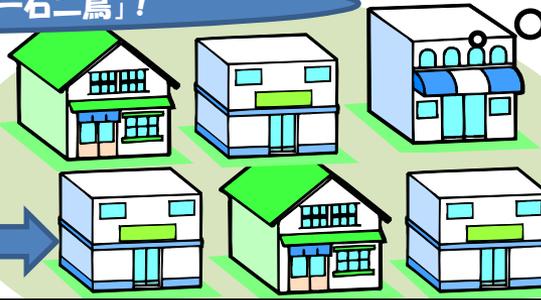
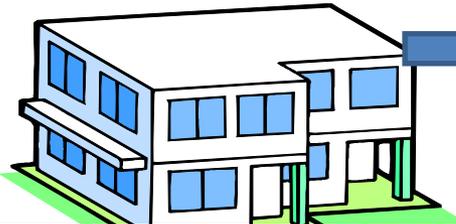
福祉事業モデルを「入所型」から「地域生活支援型」に転換し、地域の中で自分らしい暮らしを可能とする「地域福祉モデル」を推進（特に、高齢化・人口減少の過疎地でのモデル）

■北海道独自の取組み

- ・障がい者の入所型施設が入所事業の規模を削減し、新たに「地域」での居住型、通所型の事業に事業転換することを促進させるため、入所型施設と地域の関係者が協働した「事業転換促進計画」を基に、転換奨励金の支給や経営アドバイザーを派遣等を行う包括的支援事業を実施

「地域移行推進」と「地域の在宅支援基盤充実」の「一石二鳥」！

地域の関係者と協議しながら、定員削減を伴う「事業転換計画」を策定



市街地への事業所移転、アパート等を含めた居住の場・通所系施設の確保など

既存ストックも積極活用

障がい者・高齢者・子どもの支援などの制度の枠組みを超えた「共生型事業」

■地域生活型事業に転換

定員削減

入所型施設

国への提案事項

- 転換後の事業運営が円滑に進むよう、高齢者や障がい者など多様な関係者が利用できる柔軟な運営費の確保（地域福祉一括交付金制度の創設）
- 北海道の障がい者を対象とする入所施設事業転換事業について、対象者を障がい者以外にも拡大した上で、全国制度として実施すること。

定員削減に伴う入所施設の処遇改善（個室化等）

■交付金を活用した「転換事業」の例(=交付金の使途)

- ・グループホームやアパートなど居住の場の確保
- ・日中活動系事業の充実のための整備、地域生活移行を進めるための相談 支援
- ・入所者の移行先への訪問支援、障がい者が生活する地域コミュニティ活動の推進など

※ハード整備費、既存建物の購入、賃借経費などソフト・ハードを問わない

$$〔交付金額〕 = 〔(表1の単価) \times 削減数〕 + 〔表2の加算額〕$$

表1

定員削減数	1人当たりの交付単価
5~9人	@100万円
10~19人	@125万円
20~29人	@150万円
30~39人	@175万円
40人~	@200万円



表2

定員の削減率	1施設当たりの交付額
30%以上40%未満	100万円
40%以上50%未満	150万円
50%以上60%未満	200万円
60%以上70%未満	300万円
70%以上	500万円

※例 定員50人の施設が定員20人を削減して事業転換する場合
@ 150万×20人 + 150万(削減率40%)
= 3150万円の交付を受けることができる!

施設の資源を活かす 地域に開放

After

Before
旧体系入所

Diagram illustrating the 'Before' state: A facility with a large number of staff (represented by 'スタッフ' labels) and residents (represented by yellow smiley faces). The facility is described as an '旧体系入所' (Old system admission facility).



新しい事業形態

Diagram illustrating the 'After' state: A new business model is shown, consisting of several service types:

- アパート (Apartment) with staff and residents.
- GH等居住系 (GH etc. living system) with staff and residents.
- 通所型施設 + 施設入所支援 (拠点) (Outpatient facility + facility admission support (base)).
- 相談支援 (Consultation support) with staff.
- ホームヘルプ (Home help) with staff.

街全体が活動のフィールド！
施設の資源(人材+ハード)を
地域に開放

事業所外での活動
(例: 企業の工場、公園清掃など)

Diagram illustrating activities outside the facility, such as working in a company's factory or cleaning a park.

多くのすぐれたスタッフ。
(入所施設は専門性を有する優秀な人材の宝庫)

しかし、サービスを利用できるのは入所している障がい者だけ

地域の障がい者みんながサービスを利用できる

■ 入所施設事業転換促進事業について

事業規模

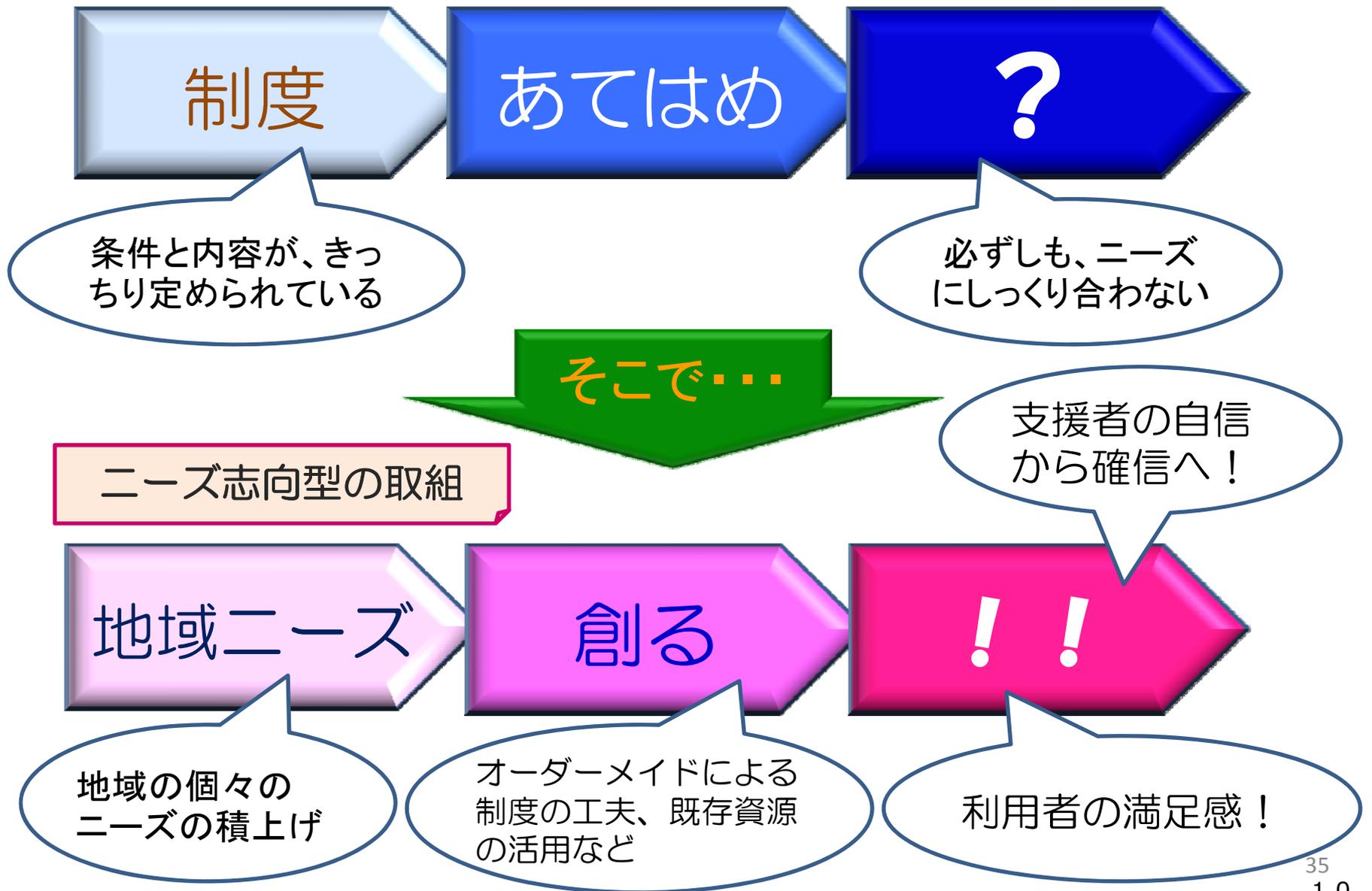
2カ年で10億円!

■ 北海道独自事業「事業転換促進事業」(22年度新規)について

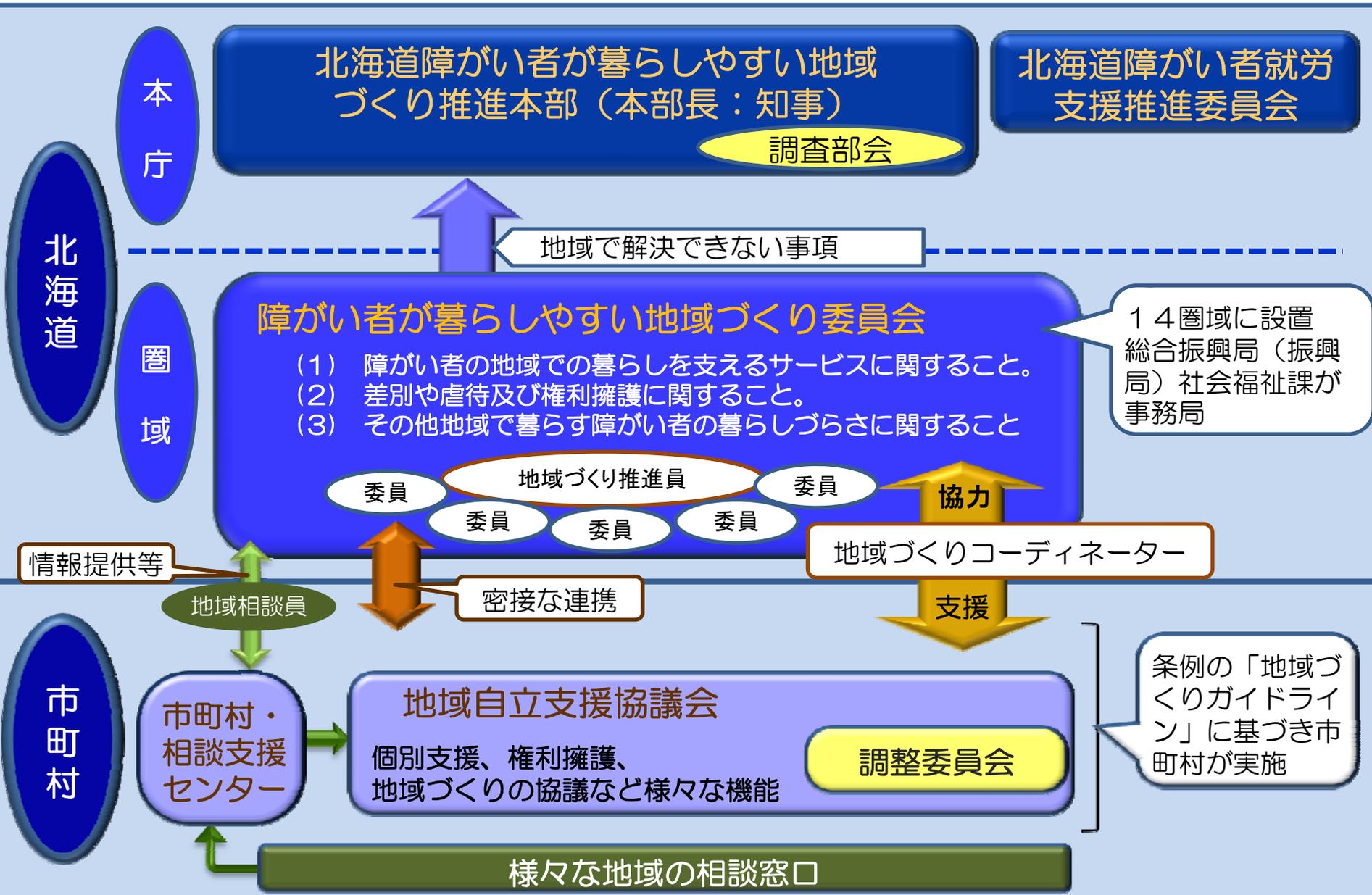
- 入所型施設の定員削減と地域の受け皿充実をセットで実施
- 具体的には、
 - ・入所施設の事業転換を促進。複数法人の連携した対応も検討。
 - ・入所定員削減と受け皿体制整備の事業転換計画を提出
 - ・事業転換を促進するため、入所施設に対し、入所定員の削減率(=事業転換規模)に応じた「事業転換奨励金」を交付
 - ・適切な事業転換を支援するため、専門的なコンサルタントによるアドバイスを実施

「地域移行推進」と「地域の在宅支援基盤充実」の「一石二鳥」!

発想の転換で地域づくり



◆ 条例に基づく重層的な地域の支援体制



本庁

圏域

北海道

市町村

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（本部長：知事）
調査部会

北海道障がい者就労支援推進委員会

地域で解決できない事項

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

- (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関する事。
- (2) 差別や虐待及び権利擁護に関する事。
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する事

委員 地域づくり推進員 委員

委員 委員 委員 委員

協力

地域づくりコーディネーター

14圏域に設置
総合振興局（振興局）社会福祉課が事務局

情報提供等

地域相談員

密接な連携

支援

市町村・相談支援センター

地域自立支援協議会
個別支援、権利擁護、地域づくりの協議など様々な機能
調整委員会

条例の「地域づくりガイドライン」に基づき市町村が実施

様々な地域の相談窓口

市町村と地域づくり委員会の連携・協力

【地域課題等（特定事案以外の事案）】

- 地域課題の把握
- 地域づくり委員会への参考人としての参加
- 地域づくり委員会での協議を踏まえた対応

地域課題の把握に当たっては、次の点も踏まえ、市町村と十分な連携・協力することが重要。

- ・ 条例第2章各条に掲げる施策
- ・ 条例タウンミーティングにおいて集約された意見
- ・ 障がい福祉計画、等

【特定事案】

- 虐待等を受けている障がい者の迅速な保護
- 地域づくり委員会への参考人としての参加
- 地域づくり委員会での協議又はあっせん後の障がい者に対するフォローアップ

地域づくりのポイント

■地域のニーズを重視。地域で暮らす方々の声(ニーズ)はアイデアの宝庫。

■アイデアを実現する「具体策」は、制度の枠にとらわれない対応を。

※脱「自己完結」・「異業種交流」

■地域の資源(人材、ハードともに)を活用。

※専門性を有する人材の確保を前提に、元気高齢者や主婦など担い手の幅を広げる

※地域総動員態勢 地域の「知恵」と「力」

■官民協働の取組み。

■「地域づくりコーディネーター」という新しい専門職を育てる。

地域づくりの推進

就労支援

権利擁護

◇計画の数値目標◇

【福祉的就労関連目標】

区 分	H23目標数値	H20年度実績
授産施設、事業所における目標工賃 (道の平均工賃月額)	H18年度実績の2倍 (30,610円)	14,636円 →21年度速報値 15,760円
工賃向上計画を策定する対象施設・事業所の割合	60%	32.4% (95/293施設・事業所)
障がい者就労支援プログラム アクション登録企業等数	2,000社	37社
障がい者就労支援プログラム アクション登録市町村数	全市町村	3市町村
障がい者就労支援認証企業主置く企業等数	100社	—
工賃向上支援ネットワーク構築市町村数	対象施設・事業所の 所在する全市町村	164市町村 (道実態調査結果)

【福祉施設から一般就労への移行目標】

項 目	H23目標数値	平成20年度実績
年間一般就労者数	420人 H17年度実績:105人の4倍	225人 (H17実績の2.1倍)

【就労関連の目標】

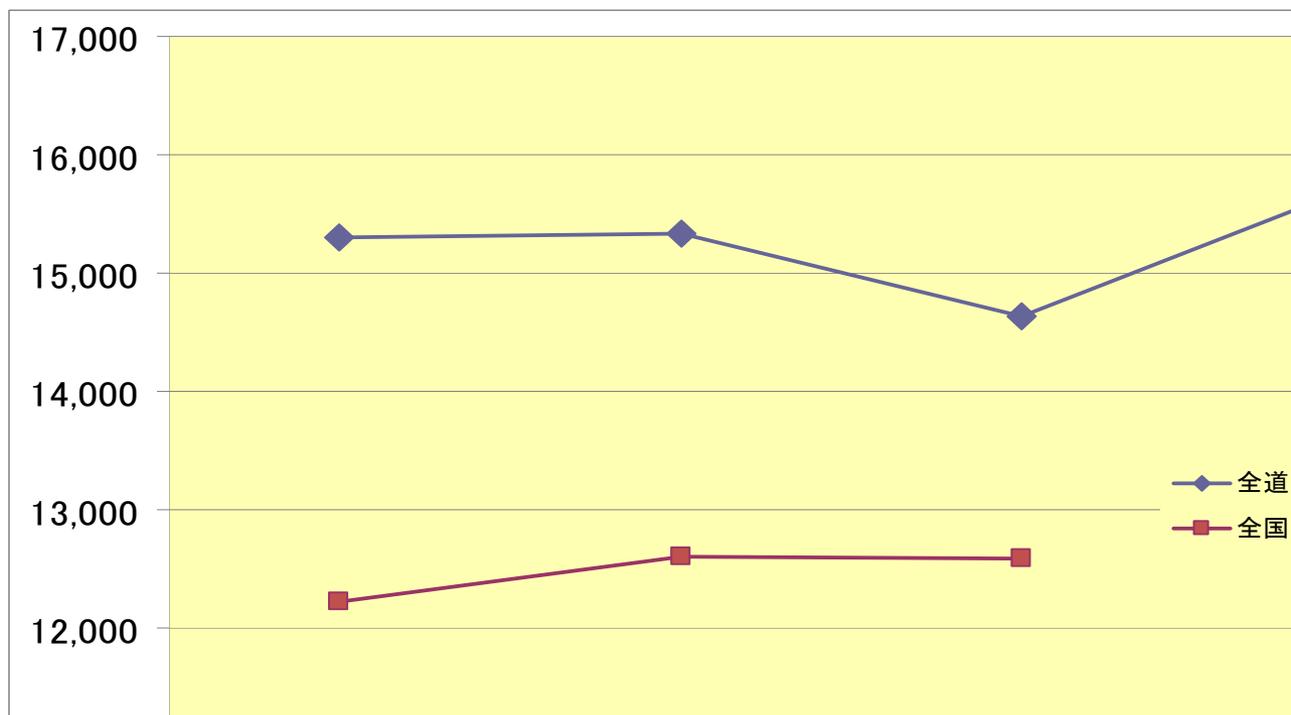
区 分	H23目標数値	H20年度実 績
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者	420人	171人
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	120人(3割)	9人
障害者試行雇用事業の開始者	210人(5割)	51人
職場適応援助者による支援の対象者	210人(5割)	50人
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	420人	63人
障害者就業・生活支援センターの設置	11か所	7か所

H18～平均工賃

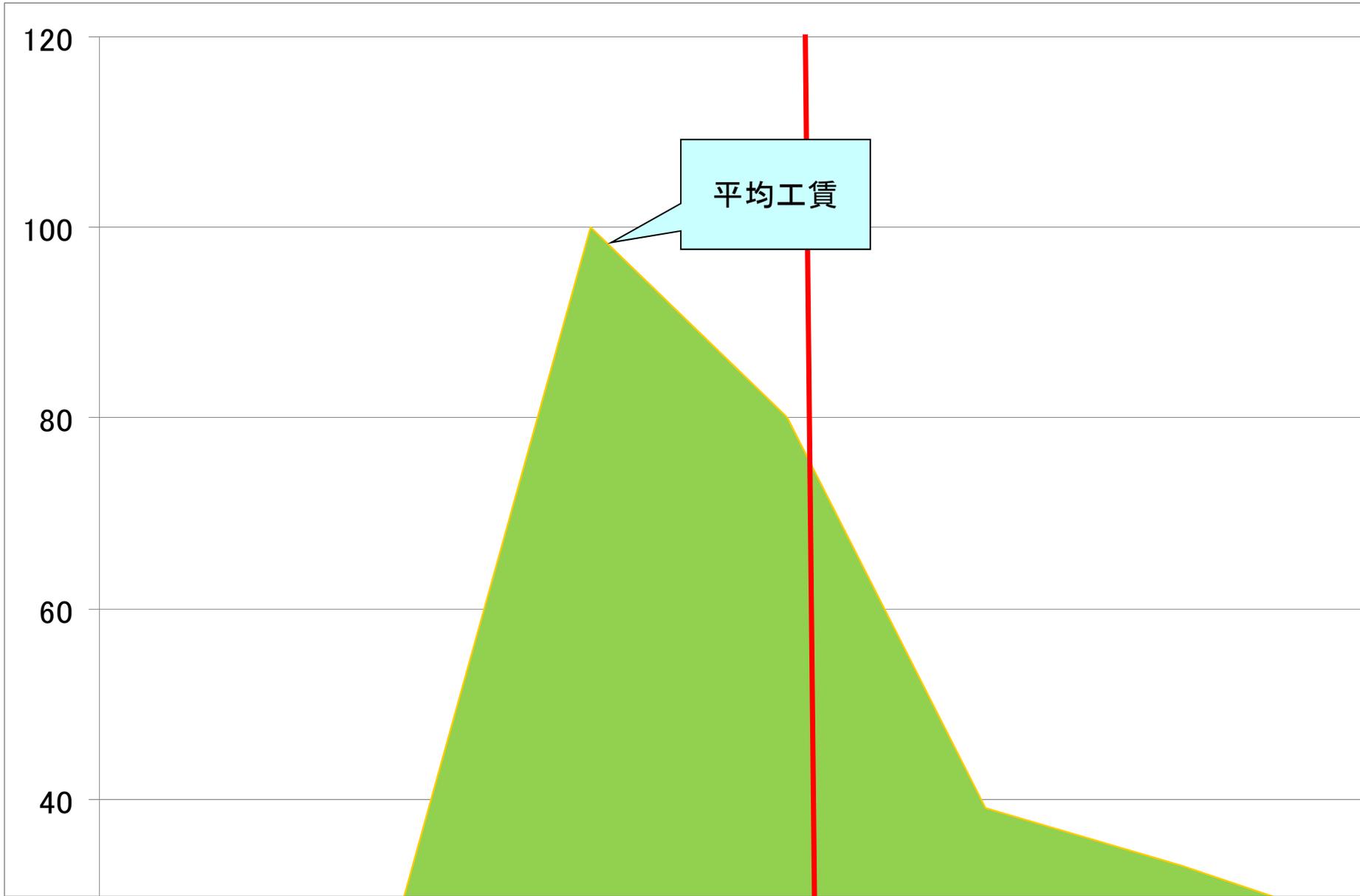
【工賃倍増計画対象施設】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
平均工賃月額	15,305円	15,331円	14,636円	速報値 15,760円

施設数(箇所)	213	236	293	
支払対象者延人数	72,776	80,135	91,258	
支払い総額(千円)	1,113,806	1,228,586	1,335,653	約1,470,000



平均工賃分布



障がい者雇用事業所に対するアンケート結果

北海道調(平成21年7月)

調査対象:障がい者を雇用している道内事業所のうち811社

回答数:488社

施設・事業所等への作業の発注実績

※回答488社
複数回答

施設へ作業を発注したことがあり、今も継続して発注している	81件	16.6%
施設へ作業を発注したことがあるが、今は発注していない	18件	3.7%
自社工場内での作業を委託したことがあり、今も継続している	11件	2.3%
自社工場内での作業を委託したことがあるが、今はしていない	6件	1.2%
どんな形であれ作業を発注したことはない	348件	71.3%

※無回答34社

作業の発注理由

※発注実績実企業数102社
複数回答

社会貢献になるから	51件	50.0%
価格が安かったから	39件	38.2%
施設から頼まれたから	30件	29.4%
単純作業だったから	27件	26.5%
近くにある施設だから	23件	22.5%
自社に施設の関係者がいるから	15件	14.7%
その他	18件	17.6%

作業の発注内容

※複数回答

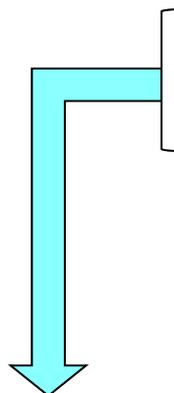
印刷	23件	17.7%
クリーニング	22件	17.0%
軽作業(草刈り等)	20件	15.4%
箱組立、袋詰	18件	13.8%
製造・制作・加工	15件	11.5%
清掃	14件	10.8%
その他	18件	13.8%

施設・事業所等の製品の購入実績

※回答488社

今も継続して購入している	69件	14.1%
以前、購入したことはあるが今は購入していない	21件	4.3%
購入したことはない	356件	73.0%

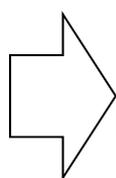
※無回答42件



購入理由

※購入実績実企業数90社
複数回答

品質が良かったから	37件	41.1%
社会貢献になるから	29件	32.2%
施設から頼まれたから	25件	27.8%
手づくりだったから	23件	25.6%
価格が安かったから	22件	24.4%
近くにある施設だったから	18件	20.0%
自社に施設の関係者がいたから	14件	15.6%
顧客から頼まれたから	5件	5.6%
イメージアップになるから	3件	3.3%
その他	11件	12.2%



購入製品

※複数回答

菓子・パン	26件	19.3%
生活用品(石けん・食器等)	18件	13.3%
布製品	17件	12.6%
印刷物	14件	10.4%
花・野菜	14件	10.4%
木製品	13件	9.6%
その他食品加工品	12件	8.9%
しめ飾り等正月用品	8件	5.9%
その他	13件	9.6%

取引をやめた理由

※実企業数38社
複数回答

発注する作業等がなくなったから	21件	55.3%
発注量に対応できないから	2件	5.3%
コストが高つくから	2件	5.3%
納期が守られないから	1件	2.6%
その他	11件	31.6%

取引をしない理由

※実企業数311社
複数回答

発注する作業等がないから	242件	77.8%
どんな製品等があるかわからないから	99件	31.8%
施設があることを知らなかったから	44件	14.4%
コストが高つく、品質に不安があるから	3件	0.9%
その他	25件	8.0%

今後の取引について

※回答386社
複数回答

発注できる製品や作業が分かって、協力は難しい	214件	55.5%
作業の発注はできないが、製品がわかれば購入を検討したい	81件	21.0%
作業の発注や製品購入しているが、量の増加や優先発注を検討したい	53件	13.7%
製品の購入はできないが、発注できる作業がないか検討したい	31件	8.0%
製品の購入はできないが、製品の販売スペースを無償提供したい	7件	1.8%

※無回答34社

施設・事業所等への発注の具体的内容

「ニーズにあったもの」、「価格・品質等がわかれば」購入を検討	50件
新たな作業の発注を検討	20件
作業発注や購入している量の増を検討	12件
その他(販売スペースの提供 ほか)	18件

就労支援は、どう進めるのですか？

地域で働くことに挑戦しようとする障がい者と
その障がい者を支えようとする企業等を応援する施策を推進します。

- 障がいのある方が地域で生き生きと暮らすためには、就労の確保が重要であり、北海道障がい者条例では、次のような取組みを進めます。
 - 1 企業を含め、幅広い関係者が参画し、障がいのある方の就労支援の施策を検討する「北海道障がい者就労支援推進委員会」を設置します。
 - 2 地域で働くことに挑戦しようとする障がい者とその障がい者を支えようとする企業等を応援するため、障がい者の就労全般を包括的に支援する就労支援推進計画（新・北海道働く障がい者応援プラン）を策定します。
 - 3 障がい者の就労を支援する企業を「認証」する制度により、就労支援の輪を広げていきます。
 - 4 民間のノウハウを活用し、一元的に就労支援施策を推進する体制の核となる指定法人（トータルサポートセンター）を設置します。

新・北海道働く障がい者応援プラン

北海道障がい者条例第29条第1項に基づく 障がい者就労支援推進計画

北海道障がい者条例本格施行(H22.4~)

北海道障がい者基本計画(H15~H24)

第1期北海道障がい福祉計画(H18~H20)

第2期北海道障がい福祉計画(H21~H23)

工賃向上の
対応方策

北海道働く障がい者応援プラン(H19~H23)
~工賃向上5か年戦略~
福祉的
就労の
底上げ

新・北海道働く障がい者応援プラン
(H22~H23)

福祉的就労
の底上げ

一般就労の
促進

障がい福祉計画就労支援部門の個別計画
一般就労に関する施策を加えた拡大計画

◇計画推進のための具体的方策◇

障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会づくり

地域における関係機関のネットワークの構築
企業との連携の推進

I 道民、企業等の応援体制づくり

①働く障がい者に対する道民の応援

②働く障がい者に対する企業・官公庁の応援

③障がい者条例に基づく新たな推進体制の確立
(指定法人制度の導入)

II 福祉的就労の底上げ

①施設・事業所の収益力の向上

②製品等の販路拡大

III 一般就労の推進

①関係機関のネットワークの充実

②移行サポート体制の整備

③障がい者雇用企業への支援

④職場定着のための支援

IV 多様な就労の場の確保

①地域特性等を活かした就労機会の確保

②施設外就労、施設外支援等の就労形態の普及促進

③ITを活用した在宅就業の推進

中長期的な施策の展開方針

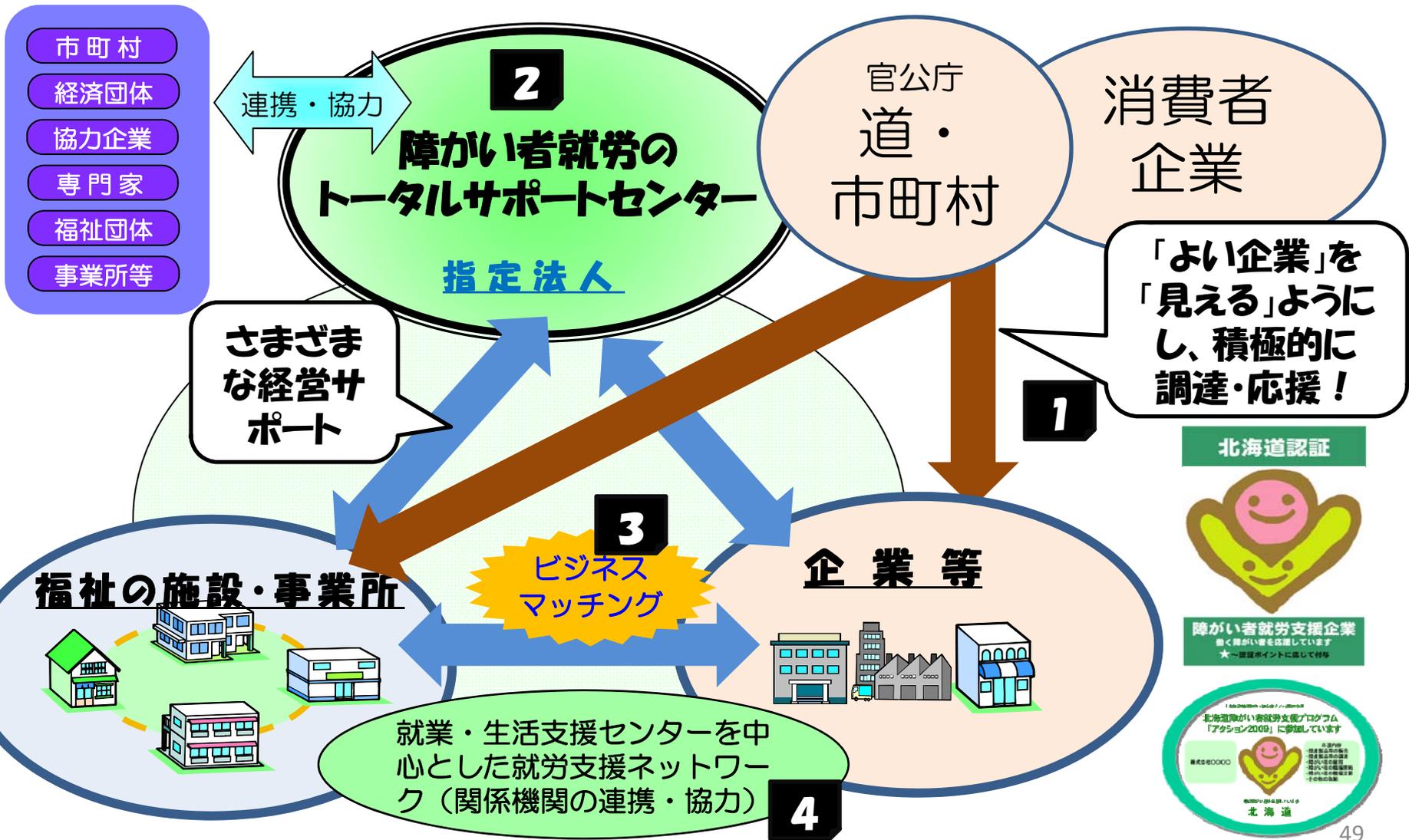
■脱「自己完結」—地域や企業等との連携・協働

■障がい者就労支援の輪を広げる—企業・官公庁や消費者の行動へのアプローチ

■新しいスタイルの働き方の追求—既成概念へのチャレンジ

障がい者条例に基づく就労支援推進体制の全体像

～多様なサポート体制を構築～



1

企業等の認証制度の積極的な活用

北海道認証



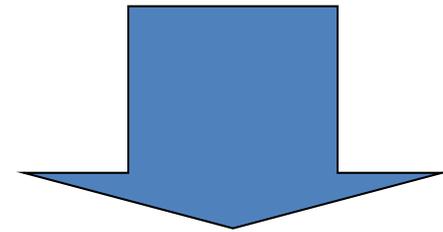
障がい者就労支援企業

働く障がい者を応援しています



「北海道障がい者条例」
において認証制度が位置
づけられている

- 障がい者の就労の重要性を踏まえ、条例の施行に先行し、21年4月から就労支援企業認証制度を実施。



- 22年4月から条例に基づく制度として実施。
幅広い関係者と連携し、制度の普及を行う
〔44社〕

認証取得企業に対するインセンティブ

評価対象となる企業の取組

■障がい者の多数雇用

■障がい者の福祉事業所への優先的発注（積極調達）

■障がい者の福祉事業所の製品の販売支援（店舗の販売スペース無償貸し付けなど）

■障がい者の職場実習の受入

■ジョブコーチの配置

■その他 障がい者の就労支援に特に寄与する取組として有識者委員会で認められたもの

左記の基準に応じて、ポイント評価

★の数で表示

入札上の優遇

○入札に際し、価格のみで落札企業を決定するのではなく、認証取得企業については加点評価を行う

※多少、価格的に劣位であっても就労支援の取組要素が評価され、落札しうる。

価格要素

+

認証
ポイント

随意契約等の配慮

- 随意契約や指名競争入札の指名の際にも配慮
- 市町村等にも配慮協力の依頼

低利融資（制度融資）

- 一定以上の認証ポイントを取得した認証企業については、「中小企業総合振興資金」の事業革新貸付の対象

保健福祉部における委託業務等に係る総合評価競争入札制度

H21年度から
試行実施

■価格要素だけでなく、企業認証に係る障がい者就労支援の貢献度（認証ポイント）等を加えて、総合的に評価し、落札者を決定する。

「価格評価点」＋「技術等評価点（就労貢献要素＋技術的要素）」＝総合評価ポイント

○発注機関：道庁保健福祉部及びその出先機関（精神保健福祉センター、身体障害者リハビリテーションセンター、大沼学園、衛生研究所、道立病院、高等看護学院等）

○対象契約：委託業務契約（庁舎清掃、警備、ボイラー運転等）、工事請負契約（修繕工事含む）

【価格評価点】

80点 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)



【技術等評価点(最高20点)】

就労貢献要素		配点
障がい者雇用率 【雇用率(2.7%以上)に応じて配点】		1~4
授産製品等の 販路拡大	無償による販売スペース提供	1
	無償によるネット販売	1
授産事業所への優先発注 【年間発注額(50万円以上)に応じて配点】		1~3
障がい者の職場実習受入【常時受入】		1
ジョブコーチの配置【第2号職場適応援助者】		1
その他【有識者委員会で審議】		1~2
計(最高)		13



技術的要素	配点
①同種契約の履行実績	1
②自主検査体制の整備状況	1
③業務処理責任者の資格の有無	1
④研修体制の整備状況	1
⑤苦情処理体制の整備状況	1
⑥権利擁護への姿勢	1
⑦地域貢献度	1
計(最高)	7

従来の入札は、価格要素のみで落札者を決定するが、総合評価競争入札では、企業認証に係る「就労貢献要素」と「技術的要素」についてポイント評価を行い、価格評価と合わせて、その総合ポイントが最も高い者を落札者とする。

試行の実例

B社は就労貢献要素（認証ポイント）4ポイント取得。※実際の入札では低入札価格調査制度適用

	価格評価	技術等評価(就労+技術)	総合評価	価格順位
A社	80点 × (1 - 154万円 ÷ 206万円) = 17点	+ 3点 (0+3)	= 20点 ②	①
B社	80点 × (1 - 157万円 ÷ 206万円) = 16点	+ 3点 (0+3)	= 19点 ③	②
C社	80点 × (1 - 159万円 ÷ 206万円) = 15点	+ 13点 (6+7)	= 28点 ①	③
D社	80点 × (1 - 166万円 ÷ 206万円) = 12点	+ 5点 (0+5)	= 17点 ④	④

認証

A社は価格評価が最高得点（最低入札価格）であるが、技術等評価が低いため総合評価で1位とはならない。
C社はA社に対し価格評価で2点低いが、技術等評価を加点した総合評価で1位となる。

アクション2010～2011

－ 働く障がい者を応援するサポーター －

- 障がい者の就労支援を行う企業等の取組を広く道民等に情報提供することを通じて、企業等の就労支援に対する理解の促進を図るもの。
- 働く障がい者を応援する様々な取組みを、企業名とともに、道のホームページ等で積極的にPRを行う。
- 店頭掲示や製品に添付できる参加証を交付する。企業自身のアピールとともに、就労支援ロゴマークの普及にもつながる。

「社会貢献」を通じた企業イメージの向上
道民の障がい者の就労に対する理解の促進

～アクション2010～2011掲載イメージ・参加証～

■企業等による支援策

企業等名	連絡先	業種	取組内容	時期
〇〇〇株式会社	△△市 000-0000 http://	建設業	○授産事業所の弁当を毎日発注 ○清掃業務を授産事業所へ優先発注	H□□～ 通年

参加証イメージ



「行動」の輪を広げることの重要性

■是非、みなさんも「認証制度」を活用してください。

〔活用の例〕

- ・「うちの施設」「うちの町役場」は、「認証企業から優先的に物を買います」
- ・我々の地域の商店や企業に、認証制度を普及させよう。
- ・うちの町内会のみんなに、できるだけ認証企業から買い物をするように働きかけよう。

指定法人による就労支援業務の推進

北海道社会福祉協議会 障がい者就労支援センター

経営・事業改善

《工賃向上計画策定支援》

○経営コンサルタントや企業OB等による経営・技術相談等

事業所間連携推進

○モデル事業所紹介（異業種事業所視察会等）

○共同購入、共同受注等の推進（マッチングコーディネート）

販路確保・拡大

○マッチング事業〈共同受注システム〉

・専門コーディネーター、専用ホームページ開設、商談会 etc

商品・サービス 開発

○市場ニーズ調査、商品評価会

○商品開発研修 etc等

普及・啓発

○企業認証制度及びアクション2010～2011の普及促進

マッチング事業「企業の仕事を障がい者の施設・事業所につなぐ「共同受注センター」」

3

■マッチング事業「共同受注システム」

企業による障がい者の施設・事業所への仕事の発注をスムーズに進めるため、マッチング事業を実施。

◎経営のプロであるコーディネーターを配置

・企業からの発注相談などに対応し、企業ニーズに応じた障がい者の施設・事業所を紹介。

◎専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」を開設

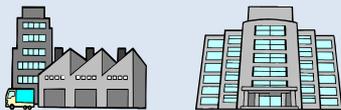
ナイスハートネット北海道

検索

- ・具体的に、どの障がい者の施設・事業所で、どのような製品やサービスが提供できるのか、情報提供。
- ・企業のニーズに応じた地域別、製品・サービス別の検索機能。
- ・ホームページでも受注を受理。

「社会貢献」企業イメージUP
外注化によるコスト削減

企業等



指定法人
共同受注センター

専門コーディネーター

ビジネス
マッチング

事業の共同化による質の向上
営業力UPと宣伝効果

障がい者の施設・事業所



共同受注・作業
に対応

マッチング事業の
営業力強化

「授産製品・役務等販
路拡大推進事業」

■地域企業への情報提供
(製品の売り込み等)

統括スタッフ

■地域でのニーズ収集
(企業、施設・事業所等)

地域スタッフ

地域スタッフ

地域スタッフ

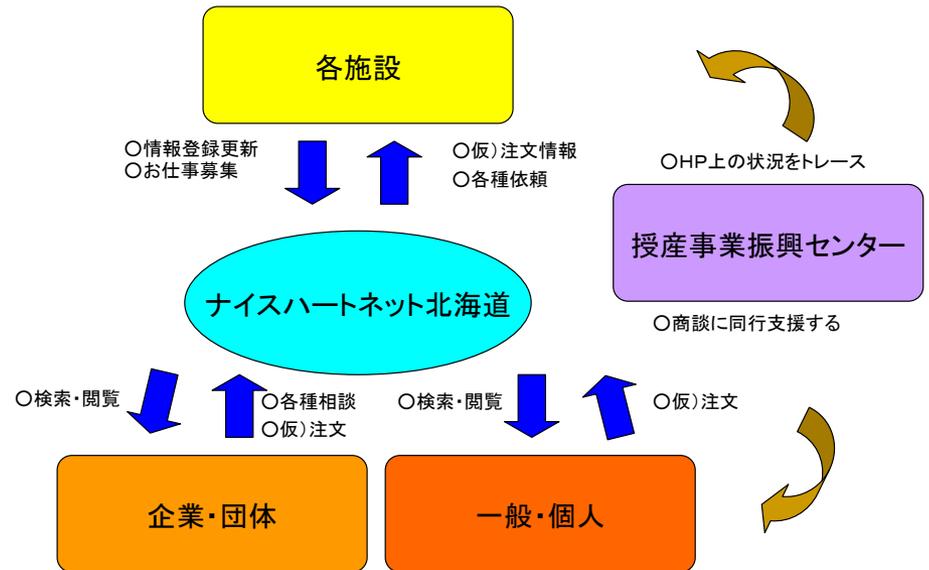
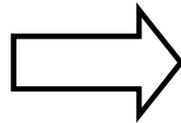
地域スタッフ

地域スタッフ

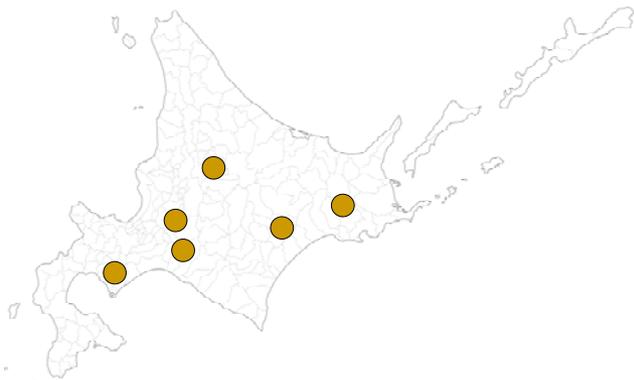
地域スタッフ

○これまでの取り組み

専用HPの開設



支援体制の拡充



* 22年度より9ブロックに地域営業スタッフ

<北海道社会福祉協議会 地域スタッフ>

- ・道北担当
- ・オホーツク担当
- ・道南担当
- ・胆振担当
- ・道央（札幌圏以外）担当
- ・十勝担当
- ・根釧担当
- ・札幌担当
- ・日高担当

○商談事例

商談展開パターン

- ①施設側からのヒアリングが出发点
- ②企業訪問にてニーズをヒアリングして実現する
- ③「ナイスハートネット北海道」経由での問合せ
- ④道庁・道社協など窓口機関への問合せ

主な商談実績

* 2010年2月現在 30件成約

業種	業務内容
通信販売事業者	印刷・封入業務
	黒豆茶の共同開発
	製品梱包業務
	パン製品の通信販売
アミューズメント事業者	イベント時の商品提供（パン類）
社会人向けスクール事業者	スクール内でのパン販売
酒販流通事業者	クリーニングの取り次ぎ
ぬいぐるみ製造販売事業者	タオル地のぬいぐるみ製造依頼
アミューズメント事業者	市場調査データ入力作業
自動車関連事業者	エアバッグを再利用したエコバッグ
クリーニング事業者	リサイクルハンガーの選別作業

業種	業務内容
選挙事務所	候補者チラシへのシール貼り作業
加工機製造メーカー	ラミネート加工作業
岩見沢市街づくり団体	授産製品の委託販売
会員カード運営事業者	小型パッケージベットフード
農業関連事業者	ホームページ作成
証券会社	ラスクの購入（スポット商談）
議員事務所	チラシ印刷
食品製造事業者	箱折り作業・パッキン裁断作業
大手ショッピングセンター	授産製品販売会の開催（旭川）
ギフト商品開発会社	麻袋を活用したポーチ製造

<推進上の問題点>

- ・少し条件が変わると、すぐに諦める
- ・土日曜日などの対応ができない
- ・横の繋がりがほとんどない

○課題と今後の展開

キーワードは、「意識」「組織」「知識」の改革

【意識】○本当に「工賃」を上げたいのか？

○既に市場の一員であることの「自覚」が必要

*2008年度 約17.5億円（支払い工賃ベース）

【組織】○「ケア」と「事業」の分業・・・新しい人材の採用と適正な人材配置

【知識】○事業所間の連携推進（プロセス分担／量の分担）

○ビジネスマナーの習得、商習慣、商道德を知る

○情報発信・情報収集の仕方を身に付ける

解決策は「街に出る」こと

～「街に出る」とは、外の世界と積極的に関わりを持つことである～

①授産製品／授産作業の市場価値を意識する

・デザインなど市場価値を高める

・新しい市場にチャレンジする

②中心街やショッピングセンターのテナントに出店する

・集客がある場所へ自らが打って出る！

○参考資料（マッチング事例）

企業と施設が共同開発した黒豆茶
（同社のカタログに掲載中）



こんな方にオススメ

- 美容・ダイエットに関心のある方
- ご家族の健康維持をお考えの方
- 妊娠中の方 ●日頃運動不足な方
- カフェインが入っていないお茶を探している方

無添加ノンカフェインで お子様からお年寄りまで

北海道産黒大豆100%使用！毎日いきいき黒豆茶！無添加・ノンカフェイン！選赤焙煎とミル粉砕で黒豆の旨さを極限まで引き出しました。アントシアニン・大豆イソフラボン・食物繊維の力で健康習慣。

感動いちばオリジナル
北海道産黒大豆100%「黒豆茶」

●180g×3袋

商品番号	岩見沢(いわみざわ)	通常便
bb-13	賞味期限:製造日より常温1年	

※お申込みから約2～3週間でのお届けとなります。

プロによるパッケージデザイン
（昨年12月から販売中）



ホームページ(トップページ)



「各種ご相談」受付フォームへ

「地域」検索

「商品・作業」検索

企業・団体側「お仕事情報」閲覧・登録

施設側「新商品・お仕事募集」閲覧・登録

「お知らせ」閲覧・登録
各種関連施策などを掲載予定

* 北海道社会福祉協議会 授産事業振興センターのHPとリンク

施設情報



施設基本情報ブロック

製造・販売商品情報ブロック

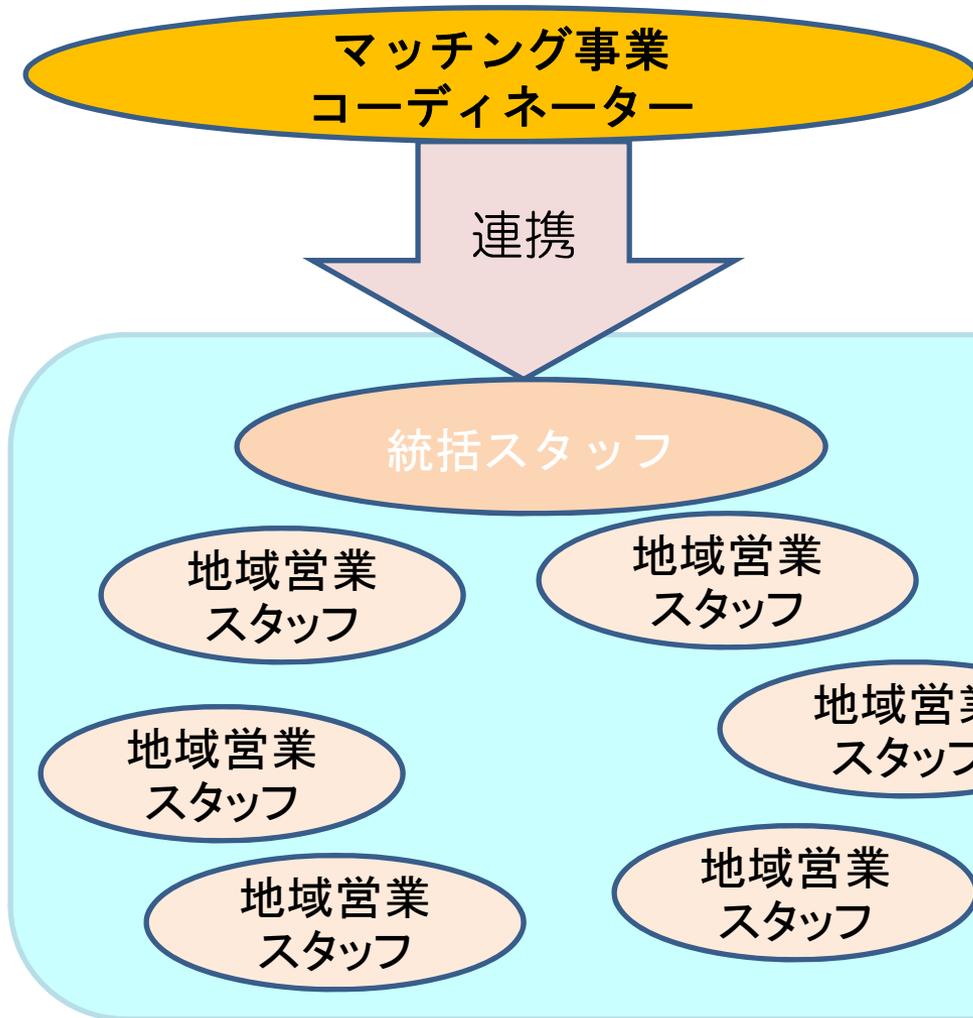
外注委託業務情報ブロック

参考業務工賃ブロック

* 前項で「施設名」をクリックすると、個別施設の情報が表示される

■「授産施設等における販路開拓推進事業」

マッチング事業の営業力を強化するため、新たに、「地域コーディネーター」を配置します。



北海道社会福祉協議会（障がい者
就労支援センター）に配置済み。

「成約実績」約40件など

平成21年10月より新たに配置
＝営業力を強化

- ・地域で企業への情報提供（授産製品の売り込みなど）
- ・地域で、企業や授産事業所のニーズ収集

■札幌・道央、道南、胆振・日高、道北、オホーツク、十勝、根釧の7ブロック（10人）

マッチング事例

企業

通信販売事業者

アミューズメント事業者

社会人向けスクール事業者

酒販流通事業者

ぬいぐるみ製造販売事業者

アミューズメント事業者

飲食店経営事業者

自動車関連事業者

クリーニング事業者

加工機製造メーカー

会員カード運営事業者

証券会社

包材事業者（施設間調整）

障がい者の事業所

DME印刷・封入業務、カラーソフト印刷
黒豆茶の共同開発、製品梱包業務

イベント時の商品提供（パン類）

スクール内でのパン販売

クリーニングの取り次ぎ

タオル地のぬいぐるみ製造

市場調査データ入力、指定データ抽出作業

スモーク製品の卸

エアバッグを再利用したエコバッグ

リサイクルハンガーの選別作業

ラミネート加工作業

小型パッケージペットフード

ラスクの購入

ボトルのラベル貼り作業

■「アクション2010」の具体的取組みの一例

◎大手スーパーによる授産製品販売支援

- ・障がい者の就労支援の推進と授産製品の販売促進、認知度向上を図ることを目的に、（株）イトーヨーカ堂のイベントホールにて月1回ペースで授産製品を紹介、販売している。
- ・場 所 株式会社イトーヨーカ堂札幌店（アリオ札幌）1階ハーベストコート
※21年度売上げ実績 4507万円（原則毎月2日間）

■イオンにおいても、同様の取組がはじまりました。

■道庁「赤れんが庁舎内」売店にも「授産製品コーナー」がスタート（H22.6月～）



2010.

6.21

赤れんが庁舎売店「赤レンガストアコロク」 「授産製品コーナー」オープン

- 企業との連携や公共施設を活用した授産製品の販売支援の取組を推進
 - 売店出店者の理解と協力の下、道の庁舎を活用した取組として実施。
- ※新たな商品の発掘や提供などについては、北海道社会福祉協議会「障がい者就労支援センター」がサポート。



～主な商品～

○ストラップや置物類等

- ・ちりめんミニ鏡、根付(ゆうゆう共同作業所／札幌市)
- ・木のZOOストラップ(草の実工房もく／札幌市)
- ・木の置物「ふくりん」「くまたん」(ウッディートイズ／札幌市)
- ・どんぐりストラップ(クローバー会／札幌市)
- ・ふくろうストラップ(ポプラ／札幌市)
- ・ふくろう置物(かりかち工房／新得町)
- ・七宝焼丸ふくろう(育成園／札幌市)
- ・木の置物「キツツキ」、「やかんとリス」(道央北辰会／札幌市)
- ・ストラップこてつ(手をつなぐ育成会 岬／室蘭市)

○版画はがき

- ・ミニ額縁「初夏の道庁」、「時計台」(ゆつく版画房／旭川市)

○食品類

- ・黒豆茶(ポプリ／白老町)
- ・おつまみ昆布、昆布だしパック(はまなす館／石狩市)

※道内の施設、作業所等で作られた製品の中から(株)小六がセレクトしました。

「赤レンガストアコロク」

- 出店場所 道庁赤れんが庁舎1階
- 営業時間 年中無休(12/29～1/3を除く)
9:00～17:00
- フリーダイヤル 0120-560-596
- 出店者 株式会社 小六



障がい者の就労支援に関する民間企業との包括連携事業 〈授産製品の販路拡大と授産活動のPR〉

道は、民間企業との包括連携協定に基づく取り組みの一環として、民間企業との協働により、授産製品の販路拡大に向けた取り組みを進めています。

【株式会社セイコーマート】

(株)セイコーマート及び関連企業が実施しているポイントを活用してギフトを選ぶカタログに、授産製品を取り扱う専用ページを設けています。

[平成19年2月～]

■協力団体等

北海道社会福祉協議会授産事業振興センター
北海道知的障がい福祉協会
北海道手をつなぐ育成会
北海道精神障害者社会福祉事業協議会
北海道精神障害者家族連合会
きょうされん北海道支部
札幌市障がい福祉課



【株式会社イトーヨーカ堂】

(株)イトーヨーカ堂札幌店（アリオ札幌）のイベントホールで、毎月1回2日間授産製品を紹介、販売しています。

[平成20年8月～]

昨年6月と11月には、同店催事場で道内各地域の福祉施設や事業所等が参加して、大規模な「授産製品フェア」を開催しました。今後も同様のフェアを開催する予定です。

■協力団体

北海道社会福祉協議会授産事業振興センター
北海道知的障がい福祉協会
北海道手をつなぐ育成会
北海道精神障害者社会福祉事業協議会
北海道精神障害者家族連合会
きょうされん北海道支部
札幌市障害者小規模共同作業所連絡協議会



【イオン北海道株式会社】

ジャスコ釧路昭和店（1階食品集中レジ前）で、毎月1回2日間（イオン・デーとその前後）「福祉の店ぴゅあめいどまーけっと」を出店し、釧路地域の福祉施設や事業所等の製品を紹介、販売しています。[平成21年12月～]

■協力団体

くしろさぽーとねっと21

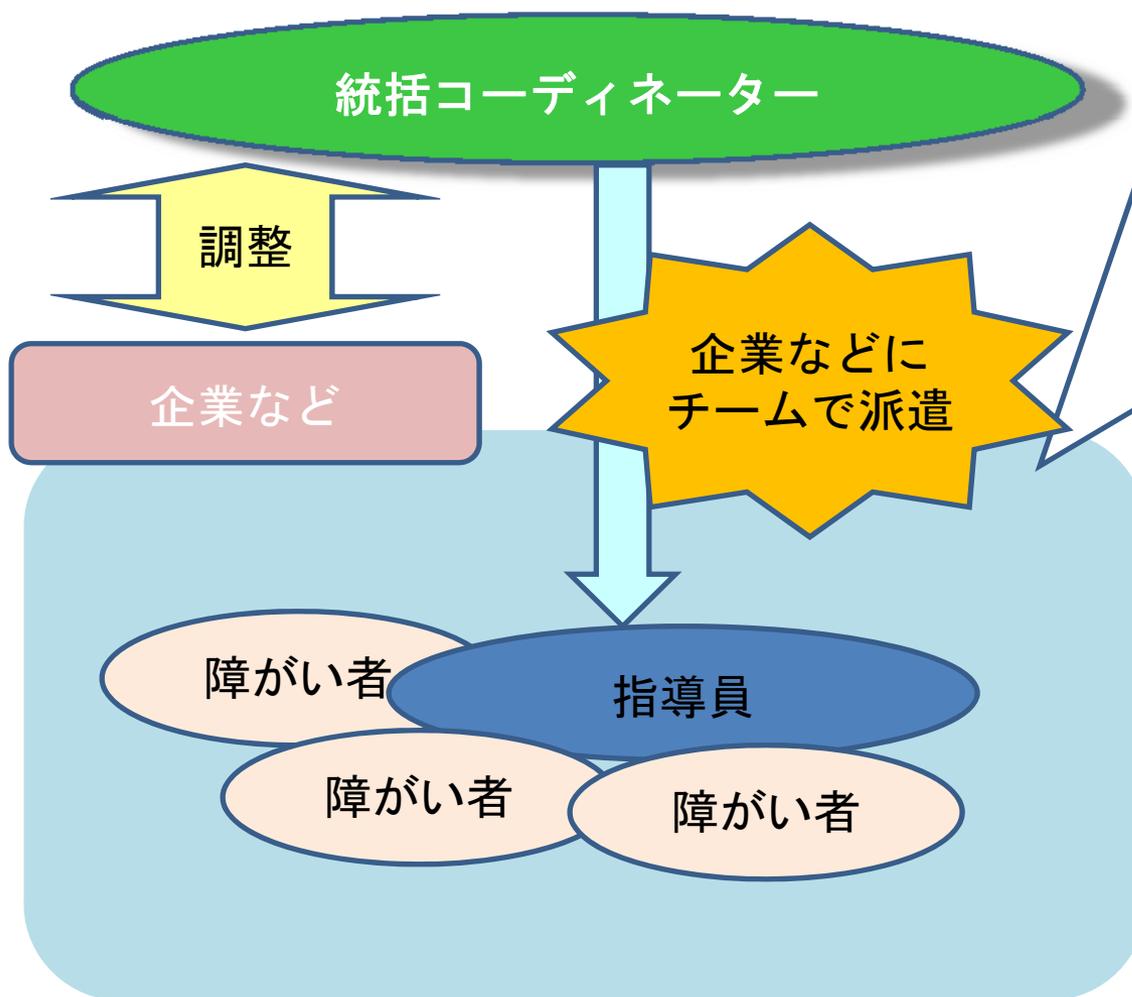
（釧路圏障がい者自立支援施設協議会）

「福祉の店ぴゅあめいどまーけっと」平成21年7月、釧路フィッシャーメンズワーフMOO内に釧路地域の福祉施設や事業所等の授産製品の常設販売店としてオープン。
※運営：くしろさぽーとねっと21



■「障がい者サポーター養成・派遣事業」

障がい者と共に働き、支援を行う指導員を養成。企業から軽作業を請け負い、当該指導員と障がい者をチームで派遣する新しい事業形態。



平成21年10月より実施

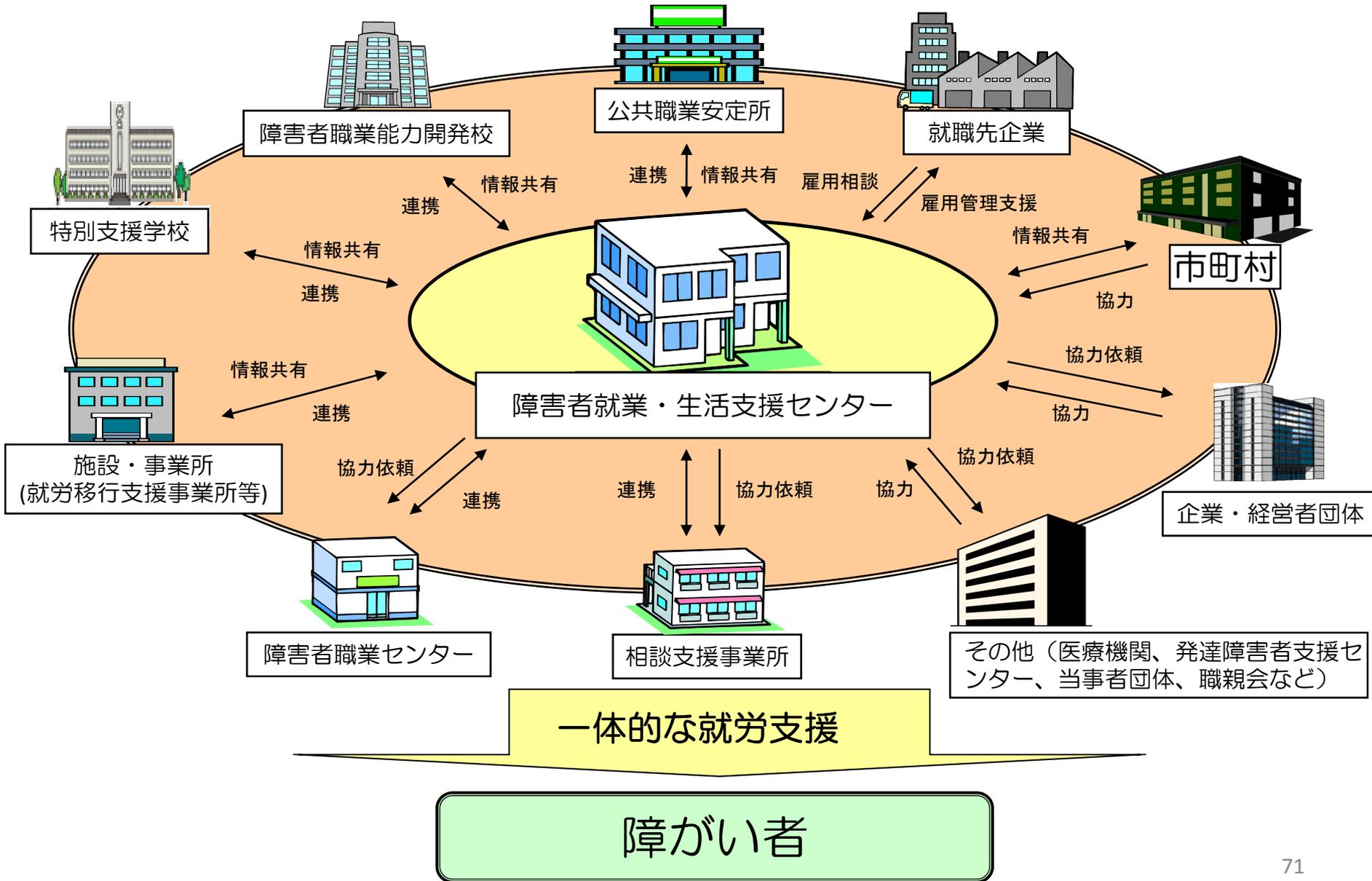
・札幌に統括コーディネーターを配置。障がい者が従事可能な業務の募集・調整等を実施。（例：農作業、イベント手伝いなど）

・道内9地区に配置する指導員と障がい者をチームで企業等に派遣し、仕事に従事。

※H21～北海道職親連合会に委託

4

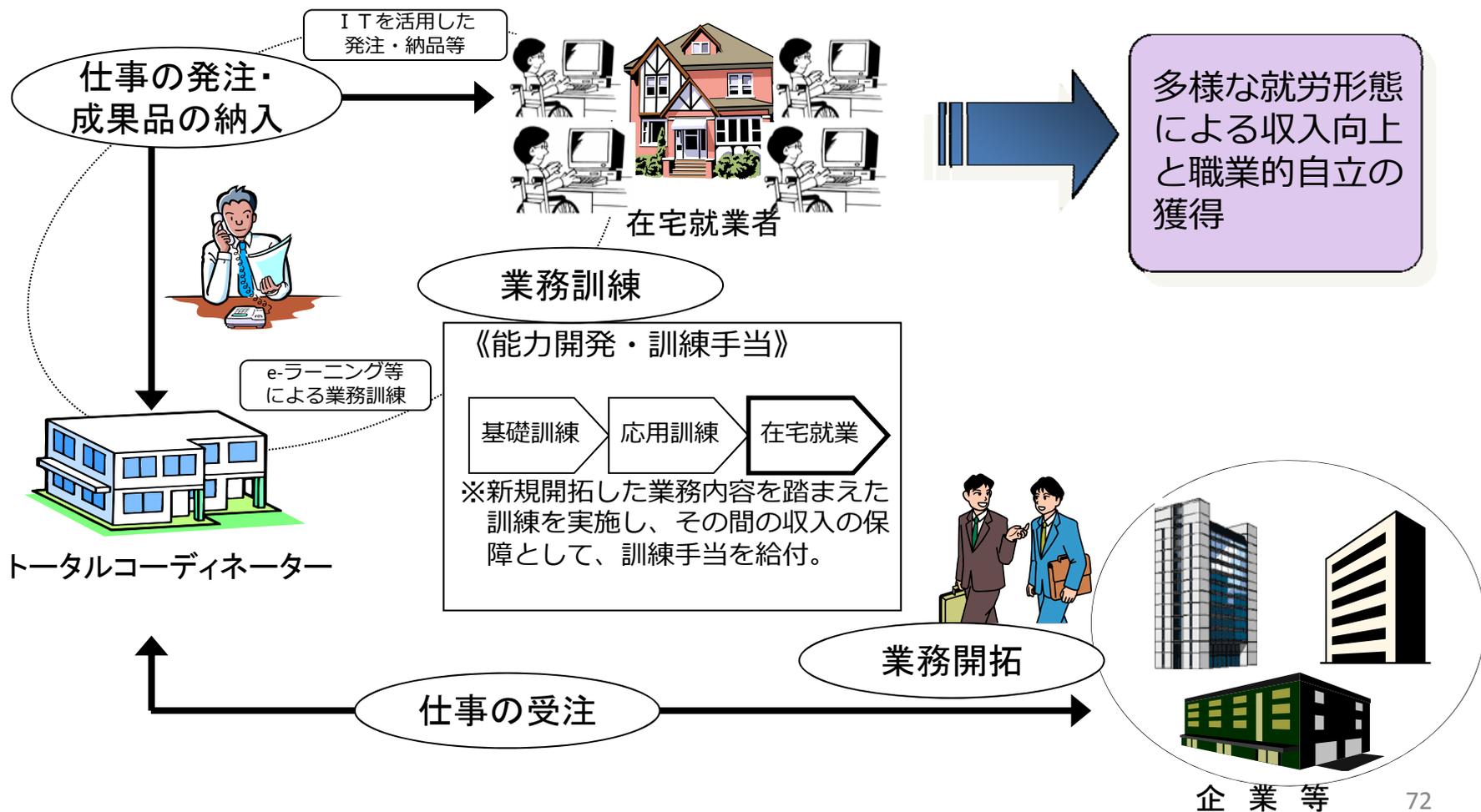
地域における就労支援ネットワーク



ITを活用した在宅就業支援事業

【目的】

◎ 通勤による就労が困難な障がい者等が、ITを用いた在宅就業により職業的自立が図られるよう、業務の開拓や仕事の品質管理、従事者の能力開発等の就業支援を一体的に推進する環境整備を図る。



地域づくりの推進

権利擁護

就労支援

虐待や差別などの暮らしづらさに対し、どのように取り組んでいくのですか？

地域づくり委員会が虐待や差別、地域の暮らしづらさなどについて、中立公平な立場から関係者との話し合いにより課題の解決をめざします。

■ 地域づくり委員会の構成等

- 1 地域づくり委員会の委員は、障がい者、地域住民、学識経験者、行政機関の職員のうちから、10名以内の委員を知事が委嘱します。
- 2 地域づくり推進員は、条例第46条の規定に基づき地域づくり委員会を主宰（第46条）し、調査（第47条）、改善指導や、知事に改善勧告を行うよう求める（第48条）といった役割を担い、知事が任命します。
- 3 地域づくり委員会は、地域づくり推進員と地域づくり推進員が指名した3名以上の委員により、事案ごとに組織されます。
ただし、虐待や重大な権利侵害などに該当する事案では、地域づくり推進員は、5名以上の委員を指名し、地域づくり委員会を開催しなければなりません。

■ 地域づくり委員会の所掌事項

1 北海道障がい者条例

(所掌事項)

第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関する事。
- (2) 差別や虐待及び権利擁護に関する事。
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する事。

2 北海道障がい者条例施行規則

(地域づくり委員会の職務)

第11条 地域づくり委員会は、その所掌事項に関し、次に掲げる場合に事案の解決を図るための協議又はあっせん（以下「協議等」という。）を行うものとする。

- (1) 次条第1項の申立てがあったとき。
- (2) 市町村長から協議等の依頼があったとき。
- (3) その他地域づくり推進員が必要と認めるとき。

(地域づくり委員会への協議等の申立て)

第12条 何人も、地域づくり委員会に対し、条例第42条各号に掲げる所掌事項について、協議等の申立てを行うことができる。（略）

■ 地域づくり委員会の運営上の基本的考え方

- 千葉県が実施した県民へのアンケート調査結果（H16.9）
「憎悪や悪意によって、意図的に心ない暴言や虐待などが行われている事例は必ずしも多くはなく、むしろその大半は、障害のある人、あるいは障害そのものに対する理解がないこと、あるいは誤解や偏見により、無意識に行われているものである。」
- 内閣府「障がいを理由とする差別等に関する意識調査」（H21.4）
 - ・ 障がいを理由とする差別がある、少しはあると思う。 91.5%
 - ・ 障がいを理由とする差別は、無意識、どちらかというとな無意識に行われていると思う。 65.3%
 - （意図的、どちらかというとな意図的と思う。 28.3%）



- 1 関係者との話し合いによる解決を原則とする。
- 2 いたずらに対立をあおるのではなく、協議又はあっせんをとおして障がい特性や障がい者に対する理解の促進を図る。

- 3 虐待や重大な権利侵害等を含む悪質な事案に対しては、指導、勧告、勧告内容を公表するといった権限の行使。

特定事案に対する対応について

重大かつ深刻さの度合い

事案の内容

■ 虐待・重大な権利侵害
などの深刻な事案

■ 制度の改善に関する要望
■ 行政に対する苦情
■ 事業者に対する要望・苦情
■ 道民の理解不足（意図せざる
「差別」など）

対策

■ 地域づくり委員会・地域づくり推進員の設置

■ 行政による強力な是正措置

- ・ 立入調査
- ・ 改善指導
- ・ 勧告
- ・ 勧告内容の公表

・ 関係者の「対話」プロセスを制度化
・ 行政を含め、事案に応じて、関係者が参画し、解決策等を議論
（地域の課題を関係者が協議）

「対立」から「対話」へ

差別・虐待などの事案への対応の流れ

①差別、虐待その他の暮らしづらさについて、地域で相談

②地域の相談機関で必要な対応。地域自立支援協議会等で協議

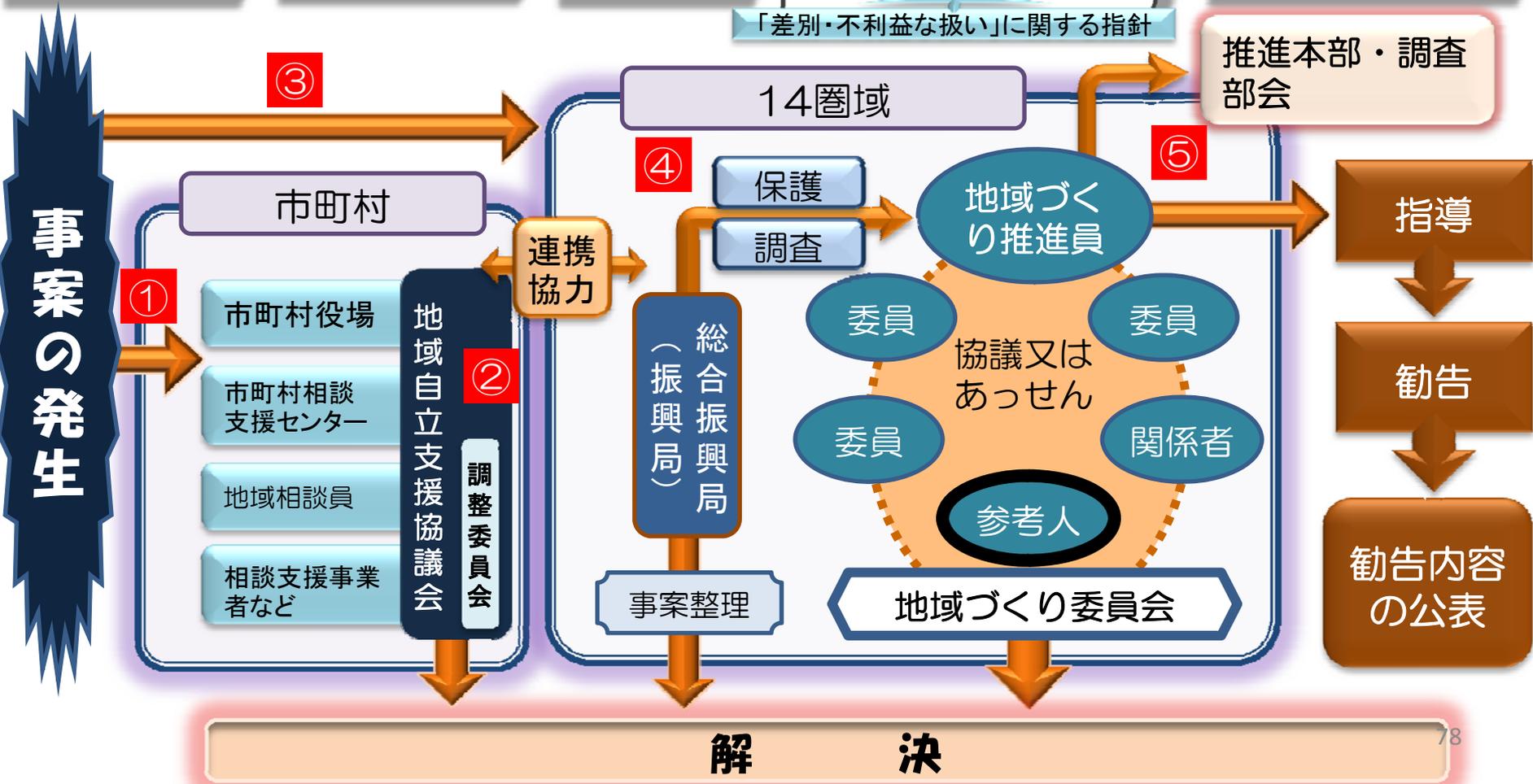
③地域づくり委員会の事務局（振興局等）へ申立て

④事実関係を調査し、当事者を交え協議開始

※市町村と連携し、障がい者の安全の確保を最優先に対応
※必要に応じ、参考人が参画

⑤解決しなかった場合、指導・勧告等の改善措置へ。必要があれば推進本部へ。

「差別・不利益な扱い」に関する指針



地域づくり委員会の参考人

【北海道障がい者条例 第46条第4項】

地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。

【参考人の例】

- 関係市町村の障がい福祉担当職員
- 市町村相談支援センター相談員
- 地域づくりコーディネーター
- 協議事案と同じ障がいを有する障がい者
- 専門的な知見を有する者 等

身近な法律家 = 行政書士

◆ 虐待について（条例 第21条）

何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という。）を行ってはならない。

- i 身体的虐待
- ii 性的虐待
- iii ネグレクト
- iv 心理的虐待
- v 経済的虐待

◆ 差別・不利益扱い

- i 地域づくり委員会で総合的に判断
 - ・「差別・不利益扱いに関する指針」
 - ・事案の背景を含めた個別事情、など
- ii 地域づくり委員会での事例を蓄積し、概念の具体化を検討

「差別・不利益な扱い」に関する指針

(1) 差別等の基本的な定義

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

なお、「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(国連:「障害者の権利に関する条約」に準拠)

(2) 類型的な概念

① 直接的・間接的な差別等

直接、間接を問わず、正当な理由なく、障がいのあることを理由として、障がい者を区別、排除又は制限すること。

② 合理的な配慮の欠如

障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮を欠いていること。

ただし、過度の負担を課すものを除く。

(3) 分野別の概念

① 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障がいを理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

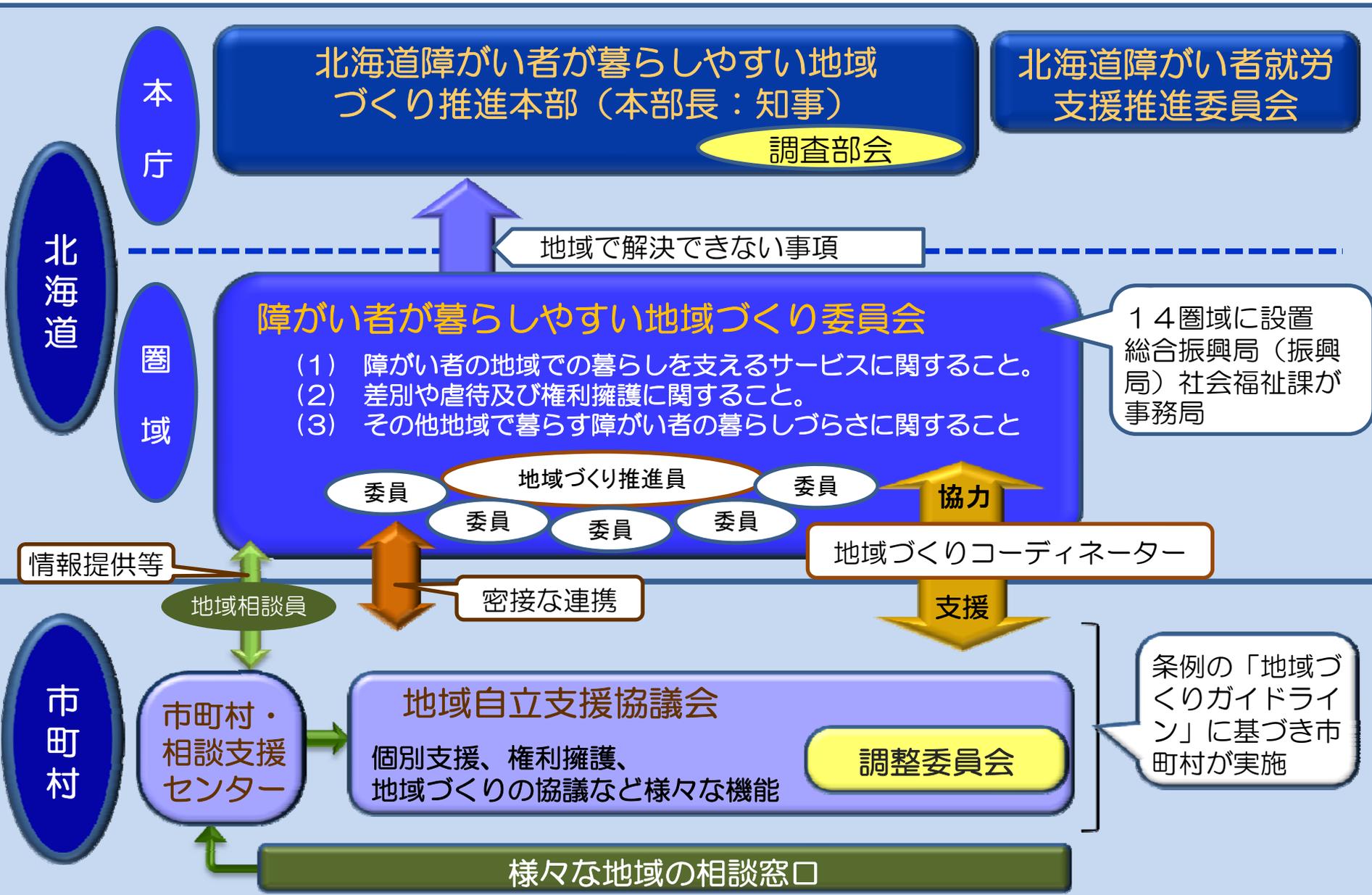
ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

- ② 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障がいを理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
- ③ 商品又はサービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ④ 労働者を雇用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、不利益な取扱いをすること。
 - ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、解雇し、又は退職を強いること。
- ⑤ 教育を行い、又は受けさせる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
 - ロ 本人若しくはその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校(同法第1条に規定する学校をいう。)を決定すること。

- ⑥ 障がいのある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ⑦ 不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、障がいを理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ⑧ 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 障がいを理由として、障がいのある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 障がいを理由として、障がいのある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

(千葉県条例における「不利益取扱い」に準拠)

◆ 条例に基づく重層的な地域の支援体制



本庁

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（本部長：知事）
調査部会

北海道障がい者就労支援推進委員会

地域で解決できない事項

圏域

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

- (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。
- (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること

委員 地域づくり推進員 委員
委員 委員 委員 委員

協力

地域づくりコーディネーター

14圏域に設置
総合振興局（振興局）社会福祉課が事務局

情報提供等

地域相談員

密接な連携

支援

市町村

市町村・相談支援センター

地域自立支援協議会
個別支援、権利擁護、地域づくりの協議など様々な機能
調整委員会

条例の「地域づくりガイドライン」に基づき市町村が実施

様々な地域の相談窓口

終わりに

- 「条例」を「使ってみる」ことが重要。
- 障がいのある人、支援者などのみでなく、多くの一般の人を巻き込むことが必要。

→まずは、学校の授業、地域の会合などで、この条例に基づく「地域づくり」などを話し合ってみてはいかがでしょうか？

→権利擁護の理念を実効性あるものにするためには・・・
身近な法律家＝行政書士の皆さんとも連携
多様な専門家の普段の活動との連携が重要

14圏域レベルでの地域づくり委員会はもちろん、市町村レベルでの「地域自立支援協議会」などでも「連携」を！

※ご静聴ありがとうございました